

令和8年2月12日（木）～3月18日（水）

令和8年（2026年） 第1回

# 川崎市議会定例会会議録

（資料編）

令和 8 年 第 1 回 川 崎 市 議 会 定 例 会  
議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 2 月 1 2 日 (木)  
午 前 1 0 時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

令和 8 年度施政方針

第 4

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 4 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について
- 議案第 12 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 川崎市基本構想の改定について
- 議案第 23 号 川崎市基本計画の改定について
- 議案第 24 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 25 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 26 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結について
- 議案第 27 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造(トンネル)工事請負契約の変更について

議案第 28 号	労働会館改修工事請負契約の変更について
議案第 29 号	労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について
議案第 30 号	労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について
議案第 31 号	スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第 32 号	川崎市アートセンターの指定管理者の指定について
議案第 33 号	神奈川県高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について
議案第 34 号	等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
議案第 35 号	富士見公園再編整備事業の契約の変更について
議案第 36 号	富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
議案第 37 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 38 号	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
議案第 39 号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 40 号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 41 号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 42 号	訴えの提起について
議案第 43 号	訴えの提起について
議案第 44 号	調停の申立てについて
議案第 45 号	令和 8 年度川崎市一般会計予算
議案第 46 号	令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 47 号	令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 48 号	令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 49 号	令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 50 号	令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 51 号	令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 52 号	令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 53 号	令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 54 号	令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 55 号	令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 56 号	令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 57 号	令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 58 号	令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 59 号	令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 60 号	令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 61 号	令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 62 号	令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 63 号	令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 64 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 65 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 66 号	令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 67 号	令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 68 号	令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
議案第 69 号	令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算
議案第 70 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

令和8年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その1）

令和8年2月12日

付託委員会	案 件
総務委員会 (1)	議案第64号 令和7年度川崎市一般会計補正予算
健康福祉委員会 (1)	議案第21号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年第 1 回川崎市議会定例会  
議事日程第 2 号

令和 8 年 2 月 1 7 日 (火)  
午 前 1 0 時 開 議

第 1

議案第 2 1 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 4 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算

令和8年2月13日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第64号 令和7年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

【令和8年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和8年2月17日 総務委員長 春 孝明

○「議案第64号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 市の財源を活用した取組について

当該補正予算は、国からの交付金を基に物価高騰対策等を行うものであり、本市の財源を活用した取組は行っていない。

\* 市の財源を活用した取組を行わない理由について

物価高騰対策については、国が一律で行うべきであると認識しているため、国から支給された交付金を有効活用し、市民への還元に注力した。

\* プレミアムデジタル商品券事業に関する商店街等との意見交換について

各地域の商店街連合会との意見交換を予定していると、所管部署から聞いている。

\* 事業への参加企業の拡充に向けた考えについて

より多くの事業者が当該事業に参加することで、プレミアムデジタル商品券を使用可能な店舗数が拡充され、市民への利益還元に資すると認識していることから、今後、当該事業の業務委託予定の事業者と連携した上で参加企業の拡充に向けて取り組みたい。

\* 令和7年度の市税収入の見込み額について

当初予算と比較して個人市民税が約59億円の増、法人市民税及び固定資産税の合計が約25億円の増となる見込みである。

《意見》

\* プレミアムデジタル商品券事業を実施する中で、より多くの市民等が利用できるように工夫してほしい。

\* 次回以降にプレミアムデジタル商品券事業を行う場合、多くの市民が商品券を利用できるよう、電子による配布に限らず紙の商品券の併用を検討してほしい。

\* 市独自の予算を活用し、全ての市民に物価高騰対策等の恩恵が行き渡る取組を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

令和8年2月13日

川崎市議会議長

原 典 之 様

健康福祉委員長

後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第21号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

【令和 8 年第 1 回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和 8 年 2 月 1 7 日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○「議案第 2 1 号 川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

\* 案件

日程第1 議案第21号 議案第64号

\* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（57票）

三	浦	恵	美	岩	田	英	高
飯	田		満	重	富	達	也
三	宅	隆	介	鈴	木	朋	子
嶋		凌	汰	林		敏	夫
井	土	清	貴	押	本	吉	司
田	倉	俊	輔	春		孝	明
枝	川		舞	川	島	雅	裕
柳	沢		優	河	野	ゆかり	之
菅	谷	英	彦	野	田	雅	之
加	藤	孝	明	青	木	功	雄
月	本	琢	也	橋	本		勝
吉	沢	章	子	山	崎	直	史
小	堀	祥	子	宗	田	裕	之
那	須	野	花	井	口	真	美
高	戸	友	子	石	川	建	二
仁	平	克	枝	木	庭	理	子
高	橋	美	里	堀	添		健
長	谷	智	一	岩	隈	千	尋
嶋	田	和	明	織	田	勝	久
工	藤	礼	子	雨	笠	裕	治
浦	田	大	輔	田	村	伸	一
平	山	浩	二	浜	田	昌	利
各	務	雅	彦	か	わ	忠	正
本	間	賢	次	松	の	成	文
矢	沢	孝	雄	石	原	康	博
末	永		直	浅	田	文	直
市	古	次	郎	大	野		明
後	藤	真	左	嶋	島	嘉	夫
渡	辺		学		崎		

\* 議決結果

原案可決

令和 8 年第 1 回川崎市議会定例会  
議事日程第 3 号

令和 8 年 2 月 2 6 日 (木)  
午前 1 0 時 開 議

第 1

令和 8 年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 0 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 1 号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 1 2 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 3 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 4 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 5 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 7 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 8 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 9 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 0 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 2 号 川崎市基本構想の改定について  
議案第 2 3 号 川崎市基本計画の改定について  
議案第 2 4 号 包括外部監査契約の締結について  
議案第 2 5 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第 2 6 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結について  
議案第 2 7 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造 (トンネル) 工事請負契約の変更について  
議案第 2 8 号 労働会館改修工事請負契約の変更について  
議案第 2 9 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について  
議案第 3 0 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について  
議案第 3 1 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第 3 2 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について  
議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について  
議案第 3 5 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について

議案第 36 号	富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
議案第 37 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 38 号	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
議案第 39 号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 40 号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 41 号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 42 号	訴えの提起について
議案第 43 号	訴えの提起について
議案第 44 号	調停の申立てについて
議案第 45 号	令和 8 年度川崎市一般会計予算
議案第 46 号	令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 47 号	令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 48 号	令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 49 号	令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 50 号	令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 51 号	令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 52 号	令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 53 号	令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 54 号	令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 55 号	令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 56 号	令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 57 号	令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 58 号	令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 59 号	令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 60 号	令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 61 号	令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 62 号	令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 63 号	令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 65 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 66 号	令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 67 号	令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 68 号	令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
議案第 69 号	令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算
議案第 70 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

7川人委調第1101号

令和8年2月18日

川崎市議会

議長 原 典 之 様

川崎市人事委員会

委員長 加 藤 浩 輝

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和8年2月12日付け7川議議第1150号により依頼のありましたこと  
について、次のとおり意見を申し述べます。

議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定  
について

この条例案は、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を受け  
るべき者の所在が判明しない場合における通知について、当該処分の内容を川  
崎市公報へ登載することをもって当該通知に代えることができることとするこ  
と等をするものであり、異議はありません。

令和 8 年第 1 回川崎市議会定例会  
議事日程第 4 号

令和 8 年 2 月 2 7 日 (金)  
午前 1 0 時 開 議

第 1

令和 8 年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 0 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 1 号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 1 2 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 3 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 4 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 5 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 7 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 8 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 9 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 0 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 2 号 川崎市基本構想の改定について  
議案第 2 3 号 川崎市基本計画の改定について  
議案第 2 4 号 包括外部監査契約の締結について  
議案第 2 5 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第 2 6 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結について  
議案第 2 7 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造 (トンネル) 工事請負契約の変更について  
議案第 2 8 号 労働会館改修工事請負契約の変更について  
議案第 2 9 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について  
議案第 3 0 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について  
議案第 3 1 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第 3 2 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について  
議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について  
議案第 3 5 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について

議案第 36 号	富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
議案第 37 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第 38 号	川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
議案第 39 号	(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 40 号	(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 41 号	(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
議案第 42 号	訴えの提起について
議案第 43 号	訴えの提起について
議案第 44 号	調停の申立てについて
議案第 45 号	令和 8 年度川崎市一般会計予算
議案第 46 号	令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
議案第 47 号	令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
議案第 48 号	令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 49 号	令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
議案第 50 号	令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 51 号	令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
議案第 52 号	令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
議案第 53 号	令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
議案第 54 号	令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
議案第 55 号	令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
議案第 56 号	令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
議案第 57 号	令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
議案第 58 号	令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
議案第 59 号	令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
議案第 60 号	令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
議案第 61 号	令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
議案第 62 号	令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
議案第 63 号	令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算
議案第 65 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
議案第 66 号	令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 67 号	令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 68 号	令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
議案第 69 号	令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算
議案第 70 号	令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
報告第 1 号	地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

### 第 3

請願・陳情

### 第 4

議案第 71 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和8年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

令和8年2月27日

付託委員会	案 件
<p>総務委員会 (15)</p>	<p>議案第 2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について            議案第 3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について            議案第 4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について            議案第 6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について            議案第22号 川崎市基本構想の改定について            議案第23号 川崎市基本計画の改定について            議案第24号 包括外部監査契約の締結について            議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について            議案第28号 労働会館改修工事請負契約の変更について            議案第29号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について            議案第30号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について            議案第42号 訴えの提起について            議案第65号 令和7年度川崎市一般会計補正予算            議案第66号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算            議案第70号 令和7年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について</p>
<p>文教委員会 (11)</p>	<p>議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について            議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について            議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について            議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について            議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について            議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について            議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について            議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について            議案第41号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について            議案第43号 訴えの提起について            議案第44号 調停の申立てについて</p>
<p>健康福祉委員会 (6)</p>	<p>議案第 7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について            議案第 8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について            議案第 9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について            議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について            議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について            議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算</p>

<p>まちづくり委員会 (13)</p>	<p>議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 14 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 15 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 16 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 17 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 18 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 27 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の変更について          議案第 33 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について          議案第 34 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について          議案第 35 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について          議案第 36 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について          議案第 37 号 市道路線の認定及び廃止について</p>
<p>環境委員会 (4)</p>	<p>議案第 19 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について          議案第 26 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結について          議案第 67 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算          議案第 69 号 令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算</p>

# 令和8年第1回川崎市議会定例会

## 請願陳情文書表

(その1)

## 請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
36	8. 2. 16	川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願	高津区在住者 ほか 5,104 名	岩 隈 千 尋 平 山 浩 二 青 木 功 雄 宗 田 裕 之	利用者、周辺住民、町内会・自治会の声をよく聴いて、これまでの川崎市民プラザが果たしてきた機能・規模を十分考慮して、市民の要望を十分取り入れ、建て替えも含め整備、存続させること。	文教委員会
37	8. 2. 17	川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願	川崎区 小田1丁目町内会会長 ほか 30 名	本 間 賢次郎 林 敏 夫 田 村 伸一郎 宗 田 裕 之 仁 平 克 枝	<p>1 事業者に対し、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱に基づいた指導を行い、誠実な対応を求めること。</p> <p>2 事業者に対し、平時、災害時それぞれにおいて当該マンションの管理責任を明確にし、私たち町内会内の住民が安心して暮らすことのできる住環境の確保に向けた努力と丁寧な説明に徹することを指導すること。</p> <p>3 行政におかれては、昨今の社会情勢を鑑み、マンション建設に関する諸課題について、対応を検討すること。</p>	まちづくり委員会

## 陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
146	8. 2. 16	集合住宅建設に伴うごみ集積所の設置及び責任体制の明確化に関する陳情	多摩区在住者 ほか、17名	マンション建設に伴うごみ集積所の設置について、町会や市民といった専門知識を持たない住民に調整や責任が過度に委ねられている現状を見直し、行政と建築事業者が主体となって決定・調整を行う制度運用へ改善することを求めます。特に、町会長個人の署名をもって「住民の総意」とみなす運用を改め、今後同様の地域トラブルが生じないよう、市として明確な判断基準と責任体制を整備していただきたく、陳情いたします。	環境委員会

令和8年第1回川崎市議会定例会議案付託表（その3）

令和8年2月27日

付託委員会	案 件
健康福祉委員会 (1)	議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和 8 年第 1 回川崎市議会定例会  
議事日程第 5 号

令和 8 年 3 月 1 8 日 (水)  
午 前 1 0 時 開 議

第 1

令和 8 年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 4 号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 6 号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 7 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 8 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 9 号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する  
条例の制定について  
議案第 10 号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 11 号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
議案第 12 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 13 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条  
例の制定について  
議案第 14 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について  
議案第 15 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
議案第 16 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
議案第 17 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 18 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 19 号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 20 号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 22 号 川崎市基本構想の改定について  
議案第 23 号 川崎市基本計画の改定について  
議案第 24 号 包括外部監査契約の締結について  
議案第 25 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
議案第 26 号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン 1, 2 号機更新工事請負契約の締結  
について  
議案第 27 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造 (トンネル) 工事請負契約の変更につい  
て  
議案第 28 号 労働会館改修工事請負契約の変更について  
議案第 29 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について  
議案第 30 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について  
議案第 31 号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
議案第 32 号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について  
議案第 33 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
議案第 34 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について  
議案第 35 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について

- 議案第 36 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について
- 議案第 37 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 38 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について
- 議案第 39 号 (仮称) 川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 40 号 (仮称) 川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 41 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について
- 議案第 42 号 訴えの提起について
- 議案第 43 号 訴えの提起について
- 議案第 44 号 調停の申立てについて
- 議案第 65 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算
- 議案第 66 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
- 議案第 67 号 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 議案第 68 号 令和 7 年度川崎市病院事業会計補正予算
- 議案第 69 号 令和 7 年度川崎市水道事業会計補正予算
- 議案第 70 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
- 議案第 71 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

### 第 3

- 議案第 45 号 令和 8 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 46 号 令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 47 号 令和 8 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 48 号 令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 49 号 令和 8 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 50 号 令和 8 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 51 号 令和 8 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 52 号 令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 53 号 令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 54 号 令和 8 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第 55 号 令和 8 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第 56 号 令和 8 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第 57 号 令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 58 号 令和 8 年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第 59 号 令和 8 年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第 60 号 令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 61 号 令和 8 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 62 号 令和 8 年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 63 号 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計予算

### 第 4

- 報告第 1 号 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

### 第 5

- 請願第 34 号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願
- 請願第 35 号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願
- 請願第 37 号 川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願

### 第 6

- 議案第 72 号 川崎市副市長の選任について

### 第 7

- 議案第 73 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 8

議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 9

議案第75号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第10

意見書案第1号 地方交付税制度の充実を求める意見書  
意見書案第2号 社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書  
意見書案第3号 OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書  
意見書案第4号 高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書  
意見書案第5号 唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

第11

常任委員会委員の改選について

第12

議会運営委員会委員の選任について

第13

大都市制度・税財政調査特別委員会委員の選任について

第14

臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について

第15

請願・陳情

第16

閉会中の継続審査及び調査について

令和8年3月13日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

春 孝 明

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第22号 川崎市基本構想の改定について  
(原案可決)

議案第23号 川崎市基本計画の改定について  
(原案可決)

議案第24号 包括外部監査契約の締結について  
(原案可決)

議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
(同 意)

- 議案第 28 号 労働会館改修工事請負契約の変更について  
(原案可決)
- 議案第 29 号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について  
(原案可決)
- 議案第 30 号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について  
(原案可決)
- 議案第 42 号 訴えの提起について  
(原案可決)
- 議案第 65 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算  
(原案可決)
- 議案第 66 号 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算  
(原案可決)
- 議案第 70 号 令和 7 年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認  
について (承認)

【令和8年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和8年3月18日 総務委員長 春 孝明

○「議案第2号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 公示送達における過去の事例について

本市において、不利益処分の名宛人の所在が不明である場合に、当該不利益処分に係る聴聞の通知を目的とした公示を行った事例はない。

《意見》

\* 公示送達において、インターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではなく、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第3号 川崎市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第4号 川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 公示送達の手法について

本議案に係る通知は川崎市公報にて行うとされており、本市のホームページ上に掲載することとなる。

《意見》

\* 議案第2号と同様、公示送達においてインターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではなく、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第6号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 公示送達の概要について

納税者等の相手先の住所が不明な場合等において、所定の公示手続を行った上で一定期間が経過した後、書類の送達が行われたとみなす制度である。

\* 過去に公示送達を行った事例について

納税者が引っ越し後に転居届を提出しておらず、書類が返送された際や、海外に出国した際等に公示送達を行った事例がある。

\* インターネットに公表する情報の種別について

国の法改正に伴い、地方税法では、地方税に関する公示送達において、書類

を特定するための情報、送達する納税者の氏名及び地方団体の長が書類を保管し、常時交付可能である旨の情報の3点が、インターネットに公表する情報として定められている。

《意見》

\* 公示送達ではなく、行政は対象者に対して個別に書類を送達すべきであり、インターネット上に氏名等の個人情報を掲載することはプライバシー保護の観点上、適切な手法ではないと考えていることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第22号 川崎市基本構想の改定について」

○「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」

《一括審査の理由》

いずれも総合計画に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 本市と国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値に差異が生じている理由について

本市は実態に即した人口推計の測定を目的とし、人口問題研究所とは異なる手法で統計調査を行っている。

\* 本市が統計を取った人口推計値の正確性について

本市が算出した人口推計値と人口問題研究所の推計値を実績値と比較した結果、同程度の差であったことから、一定の正確性は担保されていると認識している。

\* 本市独自の人口推計における出生率の見込みについて

市内における出生率は減少傾向にあるが、子育て施策等により出生率の減少傾向が一定程度緩和される可能性があることから、将来的な出生率は現状値のまま推移すると想定した上で推計している。また、社会情勢及び子どもの人口の増加状況等を見定めながら、今後の出生率の推計値については、状況に応じて検討する予定である。

\* ふるさと納税及び少子化の課題に対する取組の位置付けについて

ふるさと納税による市税の流出対策については、総合計画において定める体系外である財政状況に関わる内容のため、「今後の財政運営の基本的な考え方」等の他の計画において位置付けた上で対策を講じるものと認識している。

少子化の取組については、昨今の人口動態を踏まえ、基本構想・基本計画に基づく実施計画において少子高齢化・人口減少対策を重点課題に位置付けている。少子化対策は子育てや住宅等、関係する分野が多岐にわたることから、各取組を一体的に推進する必要があると認識している。

\* 3月12日の総務委員会における審議内容の把握について

委員会のインターネット中継を視聴していないため、詳細な審議内容等は把握していない。

**\* 部局横断的な行政計画の進め方について**

総合計画の進捗管理等を統括する企画調整課が主導の下で、各事業に係る成果等を確認・評価し、相関関係にある複数の行政計画の整合性を図りながら、市全体として行政計画を進めるものである。

**\* 成果指標の更なる精査に向けた取組について**

的確な成果指標の設定は課題として認識しており、市民への説明責任等の必要性から、今後の各事務事業の進捗状況を確認し、成果指標をより一層精査していきたい。

**\* 公共施設の最適化に係る取組状況について**

公共施設を統廃合することは目的ではなく手段であるため、目指すべき姿を見据えつつ、関連する事務事業との整合等を図り、総合計画を推進していきたい。

**\* 川崎市多文化共生社会推進指針における外国人の地方参政権に係る文言が残されている理由について**

同指針は市民文化局の所管であり、総務企画局では把握していない。

**\* 同指針における外国人の地方参政権に係る文言の修正に関する庁内の検討経過について**

基本構想及び基本計画において地方参政権について記載していないため、構想及び計画の検討段階の中では、同指針の地方参政権に係る文言を修正する必要性について議論していないと認識している。また、同指針を所管する市民文化局における地方参政権に係る文言の修正に係る現在の検討状況については把握していない。

**\* 同指針における外国人の地方参政権の文言に係る修正の必要性について**

地方参政権については国の立法政策によって在り方を検討すべきと認識しており、国の動向を注視しながら庁内で慎重に議論したい。

**《意見》**

\* 本市独自の人口推計値と比較して、人口問題研究所の推計値が正確であると認識しているため、人口推計を改めて試算してほしい。

\* 外国人の地方参政権に関する議論を深めた上で、川崎市多文化共生社会推進指針において地方参政権に係る文言の在り方を改めて検討してほしい。

\* 外国人の地方参政権を積極的に推進すると類推し得る文言を市の行政文書に記載することは適切でなく、本市が独自に示している地方参政権に関する見解を改める必要があることから、議案第23号に対して附帯決議を付すべきである。

\* 外国人の地方参政権については慎重に議論すべきと認識しており、川崎市多文化共生社会推進指針における地方参政権に係る文言は、地方参政権を積極的に推進するという誤解を招きかねない表現であることを懸念しているため、議案第23号に対して附帯決議を付すことに賛成するものである。

\* 外国人の地方参政権については本市の課題として認識しており、議会改革検討委員会等の会議体において議論を行うことは重要であると考えている一方で、川崎市多文化共生社会推進指針は基本計画における基本政策5に包含されないという

市の見解を踏まえ、議案第23号に対する附帯決議案には賛成できない。

\* 基本計画上、外国人の地方参政権に関する内容が明記されていないことから、議案第23号に対する附帯決議案には賛成できない。

\* 基本構想及び基本計画の改定において、本市独自の人口推計値の正確性、公共施設の統廃合等に係る資産マネジメントの在り方及び財政状況の見通しの3点において課題があると認識していることから、これらの議案には賛成できない。加えて、外国人の地方参政権については賛同の立場であり、また、これらの議案に賛成できないことから、議案第23号に対する附帯決議案にも賛成できない。

《議案第22号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第23号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第23号に対する附帯決議案の取り扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提出された。議案可決後に採決した結果、賛成少数により否決された。

○「議案第24号 包括外部監査契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第28号 労働会館改修工事請負契約の変更について」

○「議案第29号 労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について」

○「議案第30号 労働会館改修空気調和設備その他工事請負契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも労働会館改修工事に係る請負契約の変更に関する内容であるため、3件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 工期延長に伴い新たに発生した共通費の内訳について

電気設備工事費の内訳は、人件費が約1億1,000万円、仮設事務所の設置期間延長に伴う費用が約2,000万円、一般管理費及び安全対策費等が約5,000万円、設計の見直し等に係る費用が約8,000万円、現場管理費が約1,000万円である。

建築工事費及び空気調和設備工事費については、内訳が分かる資料を手元に準備していない。

\* 工事の進捗状況及び工期延長の可能性について

本年1月から5階の機械設備及び配管設備の工事に着手し、現在おおむね完

了したところであり、建築工事による内装工事に着手している。また、本年3月からは4階の設備工事に着手している。

各工程は順調に進捗しており、工期内に完成予定である。

**\* 本議案に関する議会対応の在り方について**

本議案に関し、議案資料の説明が不十分であったと認識していることから、今後、議案資料作成時は十分に内容を精査した上で議会へ提供したいと考えている。

《意見》

**\* 工期延長及び工事費の増額が生じないように、適正な事業執行に努めてほしい。**

**\* 本議案に関する議会への説明が不十分であったため、所管局間で連携し、十分に準備を整えた上で議会対応に取り組んでほしい。**

《議案第28号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第29号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第30号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第42号 訴えの提起について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第65号 令和7年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

**\* 既設住宅改善事業費の財源について**

当該事業費は、国の補正予算を活用し、3億4,000万円の国庫補助事業として執行するものである。

**\* 既設住宅改善事業費の執行見込額について**

既設住宅改善事業に必要な経費に対し、当該事業費に係る補助金額が少額であることから、全額執行する見込みである。

**\* 児童生徒急増対策事業の進捗状況について**

当該事業は鷺沼小学校及び登戸小学校において給食室を整備するものである。学校給食の提供に支障が出ないように、夏季休業等の期間中に工事を行う予定である。

**\* 港湾工事負担金の概要について**

国の補正予算を活用し、臨港道路東扇島水江町線の整備に係る工事を行うものである。

**\* 等々力緑地再編整備推進事業費の概要について**

国の補正予算を活用し、令和8年度末の完成に向け、等々力緑地内の新陸上競技場をヘリポートとして利用可能とするため、国庫補助を受けて整備するも

のである。

《意見》

\* 臨港道路東扇島水江町線整備事業及び等々力緑地再編整備事業に対して反対の立場であるが、他の事業において必要な補正予算が含まれていることから、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第66号 令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 卸売市場事業特別会計における予算及び決算の適正化に向けた検討について

特別会計の決算上、収支は均衡しているが、一般会計からの繰入金を毎年度計上していることから、予算要求額の妥当性を含め、繰入金の縮減に向けて精査したい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第70号 令和7年度川崎市一般会計補正予算についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

\* 選挙費用の総額について

選挙事務の執行に支障を来すことがないように、予備費及び補正予算を財源として約6億円の予算を計上した。

\* 選挙費用の総額が確定する時期について

当該選挙費用については、国による調査後に確定することから、年度内又は来年度初頭に確定する見込みである。

《審査結果》

全会一致承認

令和8年3月12日

川崎市議会議長

原典之様

文教委員長

加藤孝明

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について  
(原案可決)

議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について  
(原案可決)

議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 4 1 号 (仮称) 川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について  
て (原案可決)

議案第 4 3 号 訴えの提起について  
(原案可決)

議案第 4 4 号 調停の申立てについて  
(原案可決)

令和8年3月12日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

文教委員長  
加 藤 孝 明

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願

（採 択）

【令和8年第1回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和8年3月18日 文教委員長 加藤 孝明

○「議案第11号 川崎市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 国の歩合制の制度設計における各施設での安定的な運営の見通しについて

令和8年度から乳児等通園支援事業により子どもを受け入れた場合における子ども一人に対する1時間当たりの給付単価が改善されるものの、現行の子ども一人当たりの単価設定のみでは事業継続に関する収支の見通しを立てることが困難であると認識していることから、各施設で安定的な事業運営ができるよう国へ要望しているところである。

\* 市の独自基準を設定しない理由について

国が示している利用時間、単価及び職員配置等の基準は保育の質の低下につながるものではないと認識しており、国の基準で事業を実施する中で利用者及び事業者の意見を聴取し、今後の在り方について検討していきたい。

\* 乳児等通園支援事業の実施施設について

認可保育所及び地域型保育事業所のほか、認定保育園、幼稚園及び認定こども園等で実施する。

《意見》

\* 利用者の声を聴く姿勢は評価するが、現行の国基準による事業実施は、既に多忙である保育士の負担を増加させるおそれがあることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第12号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 主務保育教諭の設置に伴う認定こども園の職員配置への影響について

主務保育教諭の配置は必須ではなく、園の実情に応じ必要と認めた場合に配置するため、職員配置上の支障はないと認識している。

《意見》

\* 主務保育教諭の新設は保育教諭の間に階層化と分断を生じさせるおそれがあることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第13号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 乳児及び幼児ごとの利用定員の区分を廃止することに伴う保育の質の担保について

条例改正後は乳幼児を合計した人数で定員を設定することとなり、今後においても保育の質を担保するため、乳児等通園支援事業を実施する施設を認可する際に事業者から提出される事業計画書により、乳幼児の年齢に応じて規定されている施設面積及び職員配置の基準への適合状況について確認する。

《意見》

- \* 国の規定する乳児等通園支援事業の現行基準に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第31号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 物価変動に基づく契約金額改定において参考としている指標について

電気及びガス料金については日本銀行調査統計局が算出している指標、水道・下水道使用料金は本市が算出している指標、サービス購入料Cについては厚生労働省が算出する指標を参考としている。

- \* 本契約における物価変動等のリスクへの対応状況について

物価変動等への対応のため、令和5年度に契約金額の変更を行ったところである。

《意見》

- \* 本契約の契約期間は長期にわたることから、物価変動等のリスクを鑑み、適切に対応できるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第32号 川崎市アートセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 指定管理者制度により当該施設を運営する理由について

一定の競争性を確保した上で民間事業者の持つノウハウを活用するため導入している。

- \* 次期指定管理予定者の代表者の略歴について

次期指定管理予定者である川崎市文化財団グループの代表者は、本市において市民文化局長を務めた経歴を有する元市職員である。

- \* 川崎市文化財団に在籍している市職員OBの人数及びアートセンター館長の前職について

市が発行している出資法人の現況資料によると、市職員OBの人数は12名であり、アートセンター館長も元市職員である。

- \* 文化財団グループが運営している指定管理施設等について  
東海道川崎宿交流館、ミュージア川崎シンフォニーホール、新百合トウェンティワンホール及び川崎浮世絵ギャラリー等である。
  - \* 文化財団グループの収入における市の財政支出の割合について  
約60パーセントである。
  - \* 次期指定管理予定者における民間事業者としての創意工夫の有無について  
選定評価委員会において民間事業者としての能力等を含め評価されたものと認識している。
  - \* 文化財団グループが次期指定管理予定者として選定された理由について  
選定評価委員会において、事業計画の具体性、地域団体との連携及び現在のアートセンターの事業が有する課題に対する提案等の項目において、他の事業者との評価点の差が生じたものと認識している。
  - \* 文化財団グループにおける専門性の担保について  
昭和音楽大学グループや株式会社プレルーディオ等、劇場及び舞台の専門性を有した事業者が在籍している。
  - \* 選定評価委員会において劇場のブランド化に関する言及が無かった理由について  
アートセンターの劇場は、文化芸術を親しむ者、これからプロを目指す者などの若手育成の要素を含んでおり、新百合ヶ丘における文化芸術の継承及び発展の観点を基に審査していたことから、ブランド化への言及がなかったものと認識している。
  - \* 川崎市アートセンターにおける今年度の収支見込み及び来館者数について  
経営改善の取組により、今年度は収支が黒字となる見通しで、来館者数についても前年比増を見込んでいます。
  - \* 想定を超える物価変動が生じた場合における対応について  
人件費、物価等が上昇した場合、指定管理者が負担することとなっているが、想定を超える急激な物価変動が生じた場合は、本市の所管課及び関係部署並びに指定管理者により協議していくものと認識している。
  - \* アートセンター内の工事に伴う劇場の閉館に関する利用者への周知について  
工事を開始する約1年半前からホームページ及び来館時の案内により利用団体等へ周知した。
  - \* 次期指定管理予定者へ期待する役割及び本市との連携について  
本市の文化行政に関する市民ニーズを的確に把握し、文化の持つ価値を正しく理解した上で、市と意思疎通を図りながら市民サービスをより良くしていくことができるよう一丸となって取り組んでいきたい。
- 《意見》
- \* 施設利用率の向上に向け選定評価委員会において劇場のブランド化に関する視点を取り入れてほしい。
  - \* 急激な物価変動等に対応するため、指定管理者制度における賃金スライド制度を導入してほしい。
  - \* 指定管理者が管理する施設において、音響及び照明等の設備を適時適切に改修し

てほしい。

- \* アートセンターの広報に関して、市政だより電子版の導入を検討してほしい。
- \* アートセンター事業において、市内に限らず近隣他都市の音楽団体及び若手アーティスト等との連携を検討してほしい。
- \* 賃金上昇等により職員の採用が困難になりつつあることから、若手人材の育成等を含め今後の対応を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第38号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の変更について」

《意見》

- \* 民間活用事業の実施に当たっては、物価変動が生じた場合における本市及び事業者の費用負担の在り方について検証してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第39号 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 運営事業者の財務状況の把握について

毎年運営事業者の財務状況に関するモニタリングを実施し、財務健全性を確認している。

- \* 運営に係る事業費の詳細な把握状況について

電気代、人件費等の詳細な執行金額の内訳までは把握していない。

- \* 物価変動に伴う契約金額の調整について

本事業の契約は物価指数に応じて物価変動を適切に反映した金額を事業者へ支払うものであるが、想定を超える変動が生じた場合は本市と事業者において協議するものと認識している。

《意見》

- \* 物価変動が生じた場合における本市及び事業者の費用負担の在り方について検証してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第40号 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第41号 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の変更について」

## ついて」

### 《意見》

- \* 給食の分量について、児童一人一人の要望に応じて適切に調整した上で提供してほしい。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

## ○「議案第43号 訴えの提起について」

### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 支払督促を実施する対象者の選定について

複数年度において継続して滞納がある世帯を対象とし、滞納額、滞納期間及び対象世帯の経済状況等を考慮して22世帯を選定した。なお、生活保護受給世帯及び就学援助世帯等の客観的に資力を有していないと判断される世帯については対象外とした。

#### \* 滞納世帯へ向けた生活保護制度等の案内について

福祉の専門部署ではないため詳細な案内は困難であるものの、対面の納付相談時において、必要に応じて福祉窓口への相談を呼びかけている。

### 《意見》

- \* 給食費を滞納している世帯の納付相談時において、相談者に寄り添いながら、必要に応じて福祉窓口を案内してほしい。

### 《審査結果》

全会一致原案可決

## ○「議案第44号 調停の申立てについて」

### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 事案の発生に伴い生じた費用について

当初、排水溝を設置する工事として148万5,000円で契約したものであるが、工事中に事故が発生し、復旧費用として1,210万円を要した。

#### \* 本来であれば事業者が復旧工事を行うところ、市が復旧工事を行った理由について

市民の安全を最優先に考え、また来庁者に不便をかけないように早急に工事を実施した。

#### \* 事故発生の原因について

区役所職員において庁舎構造の理解が不足していたほか、区役所職員及び施工業者の双方において図面と現場の確認が不十分であったことが原因であると認識している。今後は庁舎構造を正確に把握し、庁内において十分に確認と調整を重ねた上で工事の発注を進めていきたい。

#### \* 本工事における最終決裁者について

宮前区役所まちづくり推進部総務課長である。

#### \* 本工事における区役所職員の立会いについて

事前に施工業者及び担当職員が複数回打合せをしていたため、当日作業に立ち会った職員はいない。

**\* 復旧工事完了後における損傷箇所の構造強度について**

安全性に問題がないようにまちづくり局に緊急工事の実施を依頼しており、事案発生前と同等以上の強度があるものと認識している。

**\* 全庁的な再発防止策について**

課長、係長及び担当職員において現場、資料及び図面等の確認を徹底するほか、本市で活用している既存のチェックリストに確認項目を追加し、各区へ共有を図っていききたい。

**\* 再発防止の取組を持続的に継続する体制づくりについて**

市民文化局で設置している全区役所の担当者が集まる会議において、本事案の再発防止を含め、様々な情報共有を図っていききたい。

**\* 調停における市としての譲れないラインについて**

今後、裁判所から示される内容を踏まえ、関係局等と相談しながら最終的に判断していくものと考えている。現時点での発言は差し控えたい。

**\* 調停における本委員会の審議内容の取扱いについて**

本委員会の記録は公文書として、今後の裁判へ影響を与えるものであると認識している。

**\* 適正な業者選定に向けた対応について**

市が発注者として、庁内の関係部署と情報共有を図りながら適正な事業者の選定に向け、十分に精査していききたい。

《意見》

**\* 再発防止に向けて全庁で情報共有を図ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第34号 多摩川への安全なアクセス向上を求める請願」

《請願の要旨》

玉川地区には、市街地側と多摩川堤防側に階段や手すりが整備されている場所（中原区中丸子687-17付近）がある一方で、信号機が未整備であり、多摩川への安全なアクセスが困難となっていることから、信号機の早期整備を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

請願箇所は、幸区方面から高津区方面へ向かって延びる主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）上の道路である。

主要地方道幸多摩線は片側1車線の平坦な道路であり、交通規制として、最高速度を時速40キロメートルに指定しており、駐車禁止及び追越し禁止である。当該箇所付近には、高津区方面へ約280メートルの位置に中丸子交差点が、また、幸区方面へ約420メートルの位置にガス橋交差点があり、両交差点には横断歩道及び信号機が設置されている。

当該箇所の交通量に関し、令和7年12月12日（金）及び20日（土）の午前

7時から午後7時までの12時間において、本市職員が交通量調査を実施したところ、12月12日（金）における直進車両通行台数は1万1,284台、横断歩行者数は18人であり、車両交通量のピークは午後5時台の1,077台、横断歩行者のピークは午前7時台の3人であった。また、12月20日（土）における直進車両通行台数は1万1,217台、横断歩行者数は25人であり、車両交通量のピークは午後3時台の998台、横断歩行者のピークは午前7時台の8人であった。

主要地方道幸多摩線は、片側1車線の幅員約6.5メートルの車道の両側に幅員約0.6から0.7メートルの路側帯が設けられている。

信号機設置について、本市に権限はないため、信号機設置の所管である中原警察署に検討を依頼したところ、当該箇所への信号機設置の必要性は低く、適さないと考えられるとのことであった。理由として、主要地方道幸多摩線は多くの車両交通量が認められる一方、当該箇所については横断する需要が多いとは認められないこと、歩行者滞留スペースが十分でないこと、南方の位置に設けられたガス橋交差点を始め、随所に信号機が設置されていること及び信号機の増加により車両交通の円滑性や速達性が損なわれること等が挙げられた。

また、信号機設置などの交通規制の権限は神奈川県公安委員会にあり、その事務は警察が行っていることから、今後、本市としては、地域住民から寄せられる要望を神奈川県警察へ伝えていくほか、道路管理者として当該箇所を横断する歩行者の安全対策について検討していく予定である。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 当該箇所における国及び本市の土地所有権について

国が管理する河川区域であり、本市は国に対して兼用工作物として占用許可の申請を行い、道路管理者として管理している。

##### \* 当該箇所に信号機を設置する場合に必要な国との協議事項について

歩行者滞留スペースを確保するため、国が管理している多摩川土手の掘削作業等に関する協議が必要となることが想定される。

##### \* 同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線の状況について

本市の調査において、主要地方道幸多摩線で約100か所の横断動線を確認している。約100か所中、約60か所において横断歩道が設置されており、そのうち、約45か所で信号機が設置され、約15か所では未設置となっている。また、横断歩道が設置されていない約40か所の横断動線のうち、約10か所で路面標示等により安全対策を講じている。

##### \* 安全対策を講じていない横断動線における事故の発生状況及び対応について

対策を講じていない約30か所における事故の発生状況については調査していないが、看板の設置及び路面標示の整備等を検討している。

##### \* 災害時における多摩川河川敷の活用の想定について

多摩川河川敷は広域避難場所として位置付けられており、地震発生時における災害復旧のためのオープンスペース等として活用することを想定している。

##### \* 信号機設置に関する道路横断者数の基準について

警察庁が規定する信号機設置の指針において、道路横断者数に関する基準は

示されていない。

**\* 当該箇所の車道幅員に関する信号機設置基準の適合状況について**

信号機設置の条件の一つとして、自動車等が安全にすれ違うために必要な車道の幅員を確保することと定められており、当該箇所は上下線とも車線があることから条件を満たしていると考えられる。

**\* 信号機を設置する場合における歩行者滞留スペースの整備について**

当該箇所の市街地側はスロープを通じて市道と接続していることから、道路管理者である本市が歩行者滞留スペースを整備することになる。その際、擁壁の改良が必要となり、近隣住民の所有する自動車の出入りに支障を来すおそれがあることから、住民との協議が必要となる。

**\* 事故防止に向けた看板等の設置について**

中原区内において横断歩行者の注意を促す黄色い看板を約15か所で設置しており、当該箇所においては、道路照明柱等への看板設置について検討したい。

**\* 横断歩道の設置基準について**

警察庁が規定する交通規制基準に基づき、単路については、原則として車道幅員が5.5メートル以上で、横断歩行者が多く歩行者の安全を確保する必要がある場所、又は信号機が設置されている場所に設置するものとされている。

**\* 横断歩道の設置可否について**

管轄する中原警察署により、横断歩行者が少ないこと、また、当該箇所の車両の実勢速度が速いため、横断歩道を設置した場合に交通事故を発生させる可能性を高めるおそれがあることから、設置は困難であるとの見解が示されている。

**\* 本市による交通量調査を日曜日に実施しなかった理由について**

交通量調査の実施に当たっては、一定程度の職員体制及び勤務状況等を勘案する必要があり、調整の結果、今回の調査では金曜日及び土曜日に調査した。

**\* 中原警察署が実施した交通量調査の曜日について**

中原警察署が平日と休日に区分して調査したことを確認したが、詳細な曜日については確認できていない。

**\* 信号機及び横断歩道の設置に関する県警への要望について**

地域住民の要望及び本委員会における審査経過に関して、今後、県警へ伝達する予定である。

**《意見》**

**\* 県警との信号機の設置に向けた協議と併せ、道路管理者である本市として実施可能な歩行者安全対策を検討してほしい。**

**\* 多摩川河川敷は広い緑地を有し、多くの市民に親しまれていることから、安全に河川敷へアクセスすることができるよう対策を講じてほしい。**

**\* 広域避難場所として位置付けられている多摩川河川敷へのアクセス確保の観点からも、多摩川へのアクセス向上に向けた安全対策を進めてほしい。**

**\* 当該箇所と同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線について、事故の発生率等を調査し、検証した上で対策を講じてほしい。**

\* 主要地方道幸多摩線は重要な物流道路であることから、当該箇所を走行するトラックドライバー及びトラック協会の意見を聴いてほしい。

\* 歩行者の安全対策は人命に関わる重要施策であることから、十分に予算を充ててほしい。

《取り扱い》

・ 地域住民から信号機の設置を求める意見が多数寄せられていることを本市から県警へ伝達するとともに、多摩川へのアクセス整備及び県警と連携した安全対策を実施すべきであり、本請願は趣旨採択すべきである。

・ 市内では同様の課題を有する多摩川河川敷への横断動線が多数あり、個別の問題として捉えず、沿線全体を把握した上で総合的な対策を進めるべきであり、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

令和8年3月11日

川崎市議会議長

原 典 之 様

健康福祉委員長

後藤 真左美

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第 9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算  
(原案可決)

議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

【令和8年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和8年3月18日 健康福祉委員長 後藤 真左美

○「議案第7号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- \* 国の法律改正に伴う条例改正であるが、当該法律改正の内容が患者の利益に反するものであることに加え、規制緩和により薬物乱用を助長しかねないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第8号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第9号 川崎市総合リハビリテーションセンター及び障害者福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 三田福祉ホームにおける利用者支援の内容について

利用者は軽度障害者が多く、支援内容としては、生活相談対応、就業先への連絡及び利用者への食事提供等を実施している。

- \* 三田福祉ホームの退所者の転居先について

利用者の転居先としては、近隣のグループホームなどである。

- \* 退所者が他のグループホームを利用する際の金銭的な負担について

三田福祉ホームへの入居等の費用は月額4万5,000円程度である一方で、市内の平均的なグループホームへの入居等の費用は、月額6万円から10万円程度である。

《意見》

- \* 三田福祉ホームの廃止によって利用者の金銭的な負担が増加するため、本施設を廃止すべきでないことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第10号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 条例改正に伴う一世帯当たりの国民健康保険料の負担金額について

本条例改正は国による子ども・子育て支援金制度導入によるものであり、国の試算によると一世帯が月間に負担する平均的な金額として、令和8年度は約350円、令和9年度は約450円、令和10年度は約600円となる見込みである。

《意見》

\* 国の法令改正に伴う条例改正であるが、国民健康保険料から子育て支援に係る財源を確保する国の法令改正内容に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第20号 川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第68号 令和7年度川崎市病院事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第71号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 今回の条例改正に伴う各種経費について

今回の条例改正に伴い、システムの改修及び導入経費が必要となる。システム改修経費については、ソフトウェア費用として約327万円を見込んでおり、システム導入経費については現在、開発事業者へ見積作業を依頼している状況である。

\* システム改修に伴う国費補助額について

補助額については来年度下半期に示されるが、例年どおりであれば費用の約5割の補助となる見込みである。

\* システム改修の実施時期について

保険料算定作業が7月上旬に行われるため、6月下旬までにシステム改修を実施する予定である。

\* システム改修作業により不具合が生じる可能性について

市民生活に係る重要なシステムであるため、不具合が生じないように、動作確認期間等を設け、システム改修事業者等と連携し丁寧に対応する予定である。

《意見》

\* 国の法令改正に伴うシステム改修経費は、国費にて補助するよう要望してほしい。

\* 市民に広く影響があるため、システム改修作業により不具合が生じないように努めてほしい。

\* 国の税制改正に伴う条例改正であり、低所得者層への負担増となり、税制改正自体に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

令和8年3月12日

川崎市議会議長

原典之様

まちづくり委員長

平山浩二

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 5 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 1 4 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 1 5 号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 1 6 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 1 7 号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 1 8 号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について  
（原案可決）

議案第 2 7 号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の変更について  
（原案可決）

議案第 3 3 号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について  
(原案可決)

議案第 3 4 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 3 5 号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について  
(原案可決)

議案第 3 6 号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管  
理者の指定期間の変更について (原案可決)

議案第 3 7 号 市道路線の認定及び廃止について  
(原案可決)

令和8年3月13日

川崎市議会議長  
原 典 之 様

まちづくり委員長  
平 山 浩 二

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第35号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願 (採 択)

請願第37号 川崎区小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願 (採 択)

【令和8年第1回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和8年3月18日 まちづくり委員長 平山 浩二

○「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 新設する川崎市雨水対策検討委員会の委員の任期及び延長について

本附属機関の設置期間は2年を想定しており、委員の任期を委嘱された日から令和10年3月31日までと設定した。審議の進捗状況によって設置期間を延長する必要がある場合には、委員の任期を延長することを検討する。

\* 本附属機関における審議内容等の市民及び市議会への情報提供について

本附属機関における審議の進捗等を踏まえ、適時適切に情報提供等を行う考えである。

《意見》

\* 審議内容によっては、本附属機関の設置期間が2年間では十分でない可能性があることから、必要に応じて、設置期間の延長等の柔軟な対応を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第34号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも等々力緑地に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

\* 基金の名称に「事業」の表記を追記する理由について

従来は等々力陸上競技場の整備資金のみを対象とする基金であったが、今回の改正により、等々力緑地全体の再編整備及び整備完了後の管理運営を対象に含め、基金を活用することとなる。そのため、事業期間である30年間の事業全体を対象とする趣旨から「事業」の表記を付したものである。

\* 寄附金を募るための他都市事例等の調査及び今後の方針について

寄附金を募る手法として、ふるさと納税の活用に加え、スポーツクラブチーム等と連携したクラウドファンディングを実施する予定である。調査事例としては広島市における事例等を確認しており、本市においても企業寄附やクラウドファンディングを重視し、積極的に取り組む方針である。

\* 市民及び市内企業等から寄附を募る方法の検討状況について

寄附者の名前を刻む寄附芳名板の設置に向け検討を進めており、寄附行為への参加意識を高め、寄附を促進する効果が見込まれる。

\* 基金を充てることができる再編整備の範囲について

再編整備に関する事業費の全てを対象としている。

\* 基金の活用による本市一般財源への効果について

再編整備事業費等に基金を充当することになるため、結果として市の一般財源

の負担軽減に寄与することが見込まれる。

**\* 統括管理及び維持管理運営業務に係るサービス対価 C から G までの変動率の見通しについて**

勤労統計、建設工事費デフレーター及び消費者物価指数等の各指数に依存するため変動率の確定的な予測は困難である。ただし、光熱費の高騰及び資材価格の上昇傾向から、上昇基調が続く可能性があると認識している。

**\* 維持管理による市民への還元状況や管理の適正性について**

維持管理の適正性については、指定管理者がセルフモニタリングを行い、本市が指定管理者に対して毎月のモニタリングを実施する体制としている。また、年度評価時には、民間活用事業者選定評価委員会の委員による評価を行うこととしている。さらに、PFI事業については、5年に1回の評価を実施し、維持管理の適正性及び市民への還元状況を公開する仕組みを整備している。

《意見》

**\* 契約金額が約 635 億円から約 819 億円へ大幅に増額されており、その変動率は極めて大きい。本増額を容認することはできないことから、議案第 34 号には賛成できない。**

《議案第 5 号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第 34 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 14 号 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

**\* 荷さばき用駐車場施設の附置義務における基準値の設定方法について**

国による全国的な配送状況調査の結果に基づくものであり、100戸ごとに1台と定めるものである。戸数の増加に応じて必要台数は増えるが、一定規模を超えた場合は逡減措置を設定している。

**\* 荷さばき用駐車場におけるはり下の高さの指導基準について**

配送車両が支障なく通行できる有効高さを3.2メートル以上確保することが指導基準であり、届出時の断面図等で有効高さを確認し、3.2メートルを確保するよう指導する。

**\* 本条例の適用時期及び適用の考え方について**

本条例の施行日は令和8年7月1日を予定しており、令和8年7月以降に都市計画決定がされる再開発事業の建築物は、新基準で荷さばき施設の設置を求めることになる。施行日前に都市計画決定されたものは、従前の規制が適用される。

《意見》

**\* 現在、宅配便の増加が社会的課題となっており、荷さばき用駐車場の必要台数については検証が必要であることから、実態を調査し、市民の意見を把握してほしい。**

## 《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第15号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第16号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

## 《一括審査の理由》

いずれも鈴木町駅前南地区地区計画に関する内容であるため、2件を一括して審査

## 《主な質疑・答弁等》

### \* 鈴木町駅前南地区における用途地域の変更内容について

令和7年11月に告示した都市計画変更により、従前の工業地域から近隣商業地域に変更するとともに、高度地区の変更並びに防火地域及び準防火地域への変更を行った。

### \* 高度地区の変更内容について

従前の第4種高度地区から高度地区の指定が無くなり、同地区における建築物の高さ制限が無くなった。

### \* 周辺地域の建築物の高さについて

周辺地域は工業地域として土地利用がなされており、住宅の高さ制限は20メートルである。また、総合設計制度等を活用した45メートル程度の建物も立地している。

### \* 同地区内におけるC地区の土地利用の計画について

C地区の土地利用の計画は現時点では未定である。

### \* 都市計画の変更手続の際に行う縦覧等で住民から寄せられた意見について

同地区については多摩川に近接していることから、災害時にはかつて営業していた商業施設の駐車場を車両の一時避難場所として活用してきた経緯があり、同駐車場のような災害時の避難場所を引き続き確保することを求める意見が寄せられた。また、計画による建物の高層化に伴い、眺望への影響や圧迫感を懸念する意見があった。

### \* 同地区における災害対策及び雨水対策等に関する対応について

かつて営業していた商業施設が津波避難施設として位置付けられていたことから、新たな商業施設においても、その機能を継承するよう事業者へ指導を行う。また、雨水流出抑制施設の整備等により、同地区内の個別課題に対する対応を進めるとともに、河港水門については関係局と連携し、高規格堤防の整備に向けて国への働きかけを行う予定である。

### \* 同地区における地質調査の実施について

地質調査の結果等を踏まえ、支持地盤まで杭を入れて耐震性能を確保する計画である。

## 《意見》

- \* 高さ90メートルを超える超高層マンションと商業施設のために、同地区内におけるA地区及びB地区の高度地区の指定を外し、高さ制限を無くす手法は不適切であり、C地区における更なる高層化に懸念を抱くとともに、超高層マンションは、人口の急増による社会インフラへの負荷及び将来的な管理に不安があるため、これらの議案には賛成できない。

《議案第15号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第16号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第17号 川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 本改正で指定管理者が担う業務及び個人情報の取扱いについて

指定管理者が行う業務は、駐車場管理業務及び各種設備の維持・保守管理業務であり、入居者の収入及び家族構成等の個人情報に関わる業務について、指定管理者が取り扱うことは無い。

- \* 駐車場の空き区画の活用によって収入が発生した場合の市への納付金の考え方について

一定割合の納付金の設定を予定している。納付割合について、現在、他都市事例を調査し検討中である。

- \* 本改正後のエレベーターに係る保守業務委託の契約方法について

エレベーターに係る保守業務は、故障時の部品調達等が迅速であることから、メーカーとの随意契約を基本としている。一部の市営住宅では試行的に、一般競争入札を行いメーカー以外が受注したケースもあるが、懸念点や課題があるため慎重な検証が必要と考えている。

- \* エレベーターの保守業務委託について一般競争入札を行う場合の実施主体について

指定管理者が入札手続を行い、事業者を選定することになる。

《意見》

- \* 現在、市営住宅の駐車場は空き区画が半数近くあり、地域によってニーズが大きく異なるため、駐車場に限定せず柔軟に活用してほしい。

- \* エレベーターの保守点検業務は、住民の安全性確保の観点から慎重な運用が必要であるが、契約方法等を見直すことで費用削減効果が見込まれるため、引き続き検証してほしい。

- \* 市営住宅の管理代行制度は、平成18年度から導入されたが、当時から、入居者の生活に深く関わる点やプライバシーを扱う業務が多い点で問題があることから反対の立場である。今回の指定管理者制度の導入範囲は、対象が駐車場管理等と限定的ではあるが、行政が担うべき管理業務を段階的に外部へ委ねる方向性に疑義があるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

## 賛成多数原案可決

### ○「議案第18号 川崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について」

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第27号 麻生区内都市計画道路尻手黒川線道路築造（トンネル）工事請負契約の変更について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 契約金額のうち週休2日に関連する清算を工事の最終年度に行う理由について

契約当初より週休2日制を確保するモデル工事としており、実績に基づく稼働日数等の確定は工事終盤となることから、清算は最終年度に行うものである。

#### 《審査結果》

全会一致原案可決

### ○「議案第33号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について」

#### 《主な質疑・答弁等》

#### \* 整備費用が増額した場合の対応について

首都高速道路株式会社が算出した概算額180億円の整備費用については、同社が負担することとなっている。今後、社会経済状況の変化を注視し、整備費用が想定を超えるなど不測の事態が生じた場合には、同社と協議を行っていく。

#### \* 工事が遅延した場合の首都高速道路株式会社との取決め等の有無について

首都高速道路株式会社から工程表の提出を受けており、工事着手予定日から工事完了までの期間については、必要な時間が確保されていることを確認している。なお、現時点においては、工事が遅延した場合の取決めは行っていない。

#### \* 高速湾岸線出入口に接続する国道357号及び関連する市道の整備時期について

高速湾岸線の整備完了時期については、令和12年3月31日を見込んでいる。また、国道357号及び市道については、同時期よりも早期の整備完了を目指し、現在調整を進めている。

#### \* 高速道路出入口と市道を結ぶために必要な国道357号の整備状況について

国道357号は、国が整備・管理する区間であり、現時点では整備に向けた調査・検討段階で事業化には至っていない。一方、市道及び高速道路の整備については事業化に向けて手続が進んでいる。本市としては、供用開始時期に支障が生じないように、国道整備の遅延を回避する必要があることから、国に対し早期の事業化及び工事着手を要望していく方針である。

#### \* 高速湾岸線出入口の維持管理費の不足分を自治体が負担する事例について

高速道路出入口の維持管理費の不足分を自治体が負担する方式を採用した事例については、現時点において確認できていない。

#### \* 高速道路料金の改定内容について

1 キロメートル当たりの料金を、一律で1割引き上げるものである。

《意見》

- \* 大規模公共事業においては事業費増加の事例が散見され、本議案には増額リスク抑制のための措置が認められず、事業の安定性に課題を有する。また、工期についても、当初計画内の完了に関し不確実性がある。加えて、扇島の整備は将来像が未確定の段階にあり、そのような状況下で道路整備を先行させる手法の合理性には疑義がある。さらに、高速道路料金の現時点での引上げについては、特に物流関係事業者への影響を軽減する措置が併存しない限り妥当性を欠くものと認識している。以上の点から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第35号 富士見公園再編整備事業の契約の変更について」

○「議案第36号 富士見公園の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者の指定期間の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも富士見公園の再編整備に関する内容であるため、2件を一括して審査

《意見》

- \* 富士見公園再編整備事業へのPFI手法の導入については当初より反対の立場であるが、本議案に係る第4期工事部分の変更内容については必要なものであると認識しているため、議案第35号には賛成である。
- \* 議案第36号は指定管理者が管理する施設の範囲及び指定期間を変更するものであるが、指定管理者制度に反対の立場であることから、議案第36号には賛成できない。

《議案第35号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第36号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第37号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

- \* 整理番号1から6までの扇島道路用地の費用について

扇島の道路用地は 無償譲渡及び使用貸借により J F E スチール株式会社から提供され、整理番号1及び6は使用貸借、その他は無償譲渡である。使用貸借の期限は明確に定めておらず、国道357号などの周辺道路の整備状況等を踏まえ必要に応じ協議する予定である。

- \* 国道357号から扇島へ連絡するパイプラインの移設について

当該パイプラインについては、市道整備工事の着手前に J F E スチール株式会社が移設を実施する予定であり、移設に係る費用は同社が負担する。

- \* 扇島側へ延伸するパイプラインの移設等に関する予定について

今回移設の対象となるのは、市道路線の認定区間に係る部分に限られ、扇島側へ延伸するパイプライン全ての移設・撤去を行うものではない。また、高速道路出入口の整備に支障を及ぼす高速道路上空を通過するパイプラインについては、JFEスチール株式会社が移設又は撤去を行う予定である。

**\* 高津区における市道路線について、一旦廃止した上で同一箇所を再度市道路線として認定する理由について**

当該路線については、市道路線全体を一旦廃止した上で、売却しない区間のみを、再度、市道路線として認定する必要があることから、廃止と認定が同時に発生する手続となった。

**\* 登戸土地区画整理事業により市道路線の認定を行う場所の整備について**

区画整理事業の取組において、引き続き道路管理者と引継ぎについて協議し、必要に応じて破損箇所等を補修し、完了した路線から順次、市道路線の認定を行っている。

**\* 登戸土地区画整理事業に係る市道路線の認定後の安全対策について**

市道路線として認定後も引き続き交通状況を注視するとともに、地元からの要望等も踏まえ、必要な安全対策について交通管理者と調整していく。

《意見》

**\* 扇島における企業立地や産業利用、基本計画が明確でない現段階で、市が先行して道路整備を進めることは適切ではなく、市道路線の認定は時期尚早であるため、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第35号 区役所通り登栄会商店街を賑わいのある人にやさしい通りにするための請願」

《請願の要旨》

無電柱化のためにできた電線共同溝の地上機器について、歩行者の安全を担保するとともに景観に資する在り方を地権者等の合意の下に検討すること及び歩行者の安全を確保するとともに車両の搬出入作業がスムーズに行えるよう、ポラードを含め、歩車道整備について検討することを求めるもの。また、商店会、地権者、各店舗のオーナー、周辺住民等と誰もが納得できるような整備にするよう、丁寧な説明及び話合いの場を繰り返し設けることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

登戸・向ヶ丘遊園周辺地区においては、土地区画整理事業が進められており、区役所通り登栄会商店街周辺においても整備が進行している。同商店街における道路整備については、まちづくり方針に基づき、自動車の一方通行化により歩行空間を確保し、車道スラローム化で自動車の走行速度を抑制することにより歩行者の安全性向上を図る予定である。また、車道と歩行空間を色調により区別するとともに、無秩序な停車を防止するためポラードの設置を予定している。

無電柱化に伴い必要となる地上機器については、近隣建物の状況及び電力使用量

等を踏まえ、東京電力パワーグリッド株式会社及びN T T東日本株式会社等が必要量を算定した上で決定している。設置場所は、埋設物の状況等により一部で狭あい箇所があるものの、おおむね2メートルの歩行空間を確保するなど歩行者への配慮を前提に、権利者の境界位置、駐車場等の利用状況及び道路空間の利活用の観点から総合的に判断し、本市が決定した。今後は、歩行者の安全確保及び景観に資する整備に向け、登栄会商店街まちづくり検討会等で、より丁寧な説明及びヒアリングを実施する予定である。

歩車道整備の一環として設置するボラードは、歩行者等の安全確保に必要な工作物であり、設置間隔は交通管理者及び道路管理者等との協議により、歩行空間に車両が駐停車できないよう計画している。また、荷さばきへの対応として2か所の停車帯区間を設けている。今後、歩行者の安全確保及び車両の搬出入作業の在り方について、商店街及び地権者等を交えた協議の場を改めて設置する予定である。

周辺住民等への丁寧な説明及び協議の場としては、登栄会商店街まちづくり検討会を設立し、令和2年8月から整備形態等の方向性に関する意見交換を実施している。また、まちづくり方針の作成や、舗装材質、色及び道路活用等に関する社会実験を通じた検討を進め、令和6年3月のまちづくり検討会では花壇の維持管理方針及び道路整備スケジュールについて説明を行った。今後は、ボラード及び花壇の整備を予定していることから、歩車道整備の在り方及び花壇の整備・維持管理等についてまちづくり検討会を開催し、地域住民等へのヒアリング及び丁寧な説明等を実施した上で、令和9年度の運用開始に向けて事業を推進する予定である。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 区役所通り登栄会商店街エリアの道路上における地上機器の設置台数について

本商店街エリアの道路上における地上機器は15機である。

##### \* 本商店街エリアにおける地上機器の設置の検討時期及び承諾の有無について

令和3年度の電線共同溝委託において、本市と事業者間で設置場所等について検討を進め、最適な場所に設置したところであるが、設置に当たっては、地上機器に隣接する土地所有者等から承諾は得ていない。

##### \* 地上機器の設置に向けた地域住民等への事前説明について

登栄会商店街まちづくり検討会において図面等を配付し説明しており、また、欠席者に資料等を郵送しているため、一定程度の説明は実施されているものと認識している。

##### \* 地域住民等に提供した図面上における地上機器及びボラード等の記載について

まちづくり検討会において配付した図面には、地上機器を記載し、最終的にはボラードも記載した図面を提供している。

##### \* 地上機器に代わる柱上機器方式等の他の設置方式に関する検討について

道路上に地上機器が設置可能な状況であったことから、一般的工法である地上機器方式を採用した。柱上機器方式は、設置のために柱の増設が必要となり、防災面で無電柱化のメリットに反するなど課題がある。

##### \* 無電柱化に関する整備事例の視察について

まちづくり検討会で商店街の視察についての意見はあったが、視察は行って

いない。

**\* 民地内に設置する地上機器について**

電力使用量が多い区画では高圧受電が必要となるため、民地内に地上機器を設置することになり、これらの機器は、各建物の需要申込みに基づき、東京電力パワーグリッド株式会社との協議を経て設置するものである。

**\* 地上機器の視認性に関する夜間時の安全について**

夜間における検証は実施していないが、現在は景観に配慮したブラウン塗装を施している。今後、反射材付きボラードを設置することで、地上機器の視認性が向上する見込みである。

**\* 景観に配慮した地上機器のラッピング装飾等に関する検討について**

地上機器にラッピングを施した取組は、川崎駅東口周辺や旧東海道沿い等で市内事例があるため、調査し活用を検討する。

**\* 地上機器のデザインに関する地域住民等との協議の有無について**

現時点での地域住民等との協議は未実施であるが、市内における取組事例等を調査した上で協議する予定である。

**\* ボラードの設置間隔について**

ボラードは、歩行者等の安全性確保のために設置するものであり、歩道への車両の乗り入れや駐停車を抑制可能な間隔で設置する必要があると考えている。

**\* ボラード設置の在り方に関する地域住民等からの意見及び対応について**

昨年度頃から店舗所有者等からの要望を受けている。これを踏まえ管理者に改めてボラードの必要性について確認したところ、歩行者の安全・安心の確保のために一定の設置は必要であるとの見解であった。今後、関係者に対し丁寧に説明する予定である。

**\* 緊急車両停車場所の設置基準及び増設の可否について**

車両は道路交通法で道路の左端に沿って駐停車しなければならないことから、左側に緊急車両停車場所を設けており、停車帯区間、地上機器及び照明灯等の位置を踏まえて位置を決定しており、現場の状況から増設は困難と認識している。

**\* 来店者の自家用車及びタクシー等の駐停車状況について**

ボラードは今後設置予定で、現在は設置しておらず、また、バリケード等の対策を講じていないことから、現状は各店舗前に駐停車可能な状況である。

**\* 良質な歩行空間の創出に向けた障害者団体へのヒアリングについて**

ヒアリング等の実施状況について再確認するとともに、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、改めて点字ブロックの設置について判断していきたい。

**\* 誘導ブロックの敷設路線を登戸1号線のみにした理由について**

最寄り駅から区役所までの経路は、区役所通り登栄会商店街通りと登戸1号線の2経路が見込まれるが、2通りの経路がある場合には混乱を招くおそれがあるため片方のみ誘導ブロックを敷設することが望ましいとする、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、生活関連経路であるとともに、安全性の高い登戸1号線に敷設した。

**\* 本商店街通りの速度規制及び交通標識等の設置予定について**

当該道路については、時速30キロメートルの速度規制が適用されている。また、交通標識の設置は交通管理者の管轄であるが、現時点で設置予定はないと認識している。

**\* 土地区画整理事業の区域内における商店会の数及び加入率について**

本区域内には、区役所通り登栄会、登戸駅前商店会及び登戸東通り商店会の3商店会がある。加入率は把握していない。

**\* 本商店街エリアにおける自転車の駐輪場について**

駐輪の考え方としては、駐輪場は民地での確保を検討及び駅前駐輪場への誘導としており、本商店街エリア内での設置予定はない。

《意見》

\* 良質な歩行空間の創出に向け、多摩区の身体障害者協会及び商店街等の現場の意見を丁寧に聴取するとともに、区役所通り登栄会商店街における誘導ブロックの敷設を検討してほしい。

\* 安全・安心な歩行空間を確保するため、万全な駐輪場対策を講じてほしい。

《取り扱い》

・地域住民等が満足できるまちづくりとなるよう、あらゆる可能性を排除することなく十分な調査を行い、丁寧な取組を進める必要があると考えるため、本請願は採択すべきである。

・まちづくりにおいては、地域住民等への説明及び協議の場を適切に設け、丁寧な対応を行うことが求められるため、本請願は採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択

○「請願第37号 川崎市小田一丁目におけるマンション建設計画等に関する請願」

《請願の要旨》

事業者に対し、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱に基づいた指導を行い誠実な対応を求めると及び平時、災害時それぞれにおいて当該マンションの管理責任を明確にし、町内会内の住民が安心して暮らすことのできる住環境の確保に向けた努力と丁寧な説明に徹することを指導することを求めるもの。また、行政に対し、昨今の社会情勢を鑑み、マンション建設に関する諸課題について対応を検討することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

市では、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱に基づき、当該マンションの建築事業者と協議を重ねてきたところであるが、住戸専用面積25平方メートル以上の基準に関しては、賃料設定が市場ニーズと乖離する等の理由から当該基準を満たすには至らなかった。なお、その他の建築基準については、基準に適合していることを確認している。今後も引き続き、事業者の理解と協力を得ながら、良好な居住環境の確保に向け、必要な誘導及び助言を行う予定である。

また、平時及び災害時におけるマンションの管理責任については、同要綱において

管理に関する基準を定めており、市としては、当該マンションにおいても適正な管理が行われるよう事業者に対して必要な誘導を行っているところである。不適切な管理が確認された場合には、同要綱に基づき、適正な管理に努めるよう誘導及び助言を行うとともに、近隣住民が安心して生活できる住環境の確保に向け、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に基づき、近隣住民への配慮及び丁寧な説明が行われるよう、引き続き事業者に対して指導及び助言を行っていく。

マンション建設に関する諸課題への対応として、社会情勢及び他都市の動向等に関する調査を進めている。今後、調査結果を踏まえ、ワンルーム形式集合住宅（以下、ワンルームマンションという。）等の建設及び管理に関する必要な対応策について、引き続き検討していく。

#### 《主な質疑・答弁等》

##### \* 当該マンション計画地における用途地域の設定時期、区分及び指定理由について

当該マンション計画地における用途地域は、昭和48年の都市計画法施行時に指定したものである。この区域は2つの用途地域にまたがっており、小田3号線から25メートルまでが近隣商業地域、25メートルを超える範囲が第2種住居地域として指定している。なお、用途地域の区分をこのように指定した理由は確認していない。

##### \* 用途地域の変更手続について

用途地域の変更は都市計画審議会などの法的手続を経て行う必要があり、手続は複雑である。また、0.5ヘクタール以上の区域では住民提案による変更が可能であるが、上位計画との整合性や地区計画の併用などの課題があり、実現には、多くの手続を要する。

##### \* 総合設計制度の適用について

総合設計制度は、当該地域においても適用可能であるが、公開空地の設置が要件とされており、地域住民に開放された一定規模の空地の確保が必要となる。

##### \* 当該マンションにおける事業者の事業内容及び管理について

当該マンション事業は、事業者が自社で取得した土地にワンルームマンションを開発・設計し、住戸単位で個人へ販売する方式である。引渡し後は、購入者や管理組合から事業者が委託を受け、建物管理と賃貸管理を一体的に行う事業形態である。また、管理組合を設立し、建物管理に配慮して運営していく方針が示されている。

##### \* 3月7日の住民説明会における地域住民からの意見について

地域住民からは、建物基礎杭の長さ、管理人の常駐化の有無、宅配車両の道路上駐車への懸念、分譲形式の有無や管理組合の設置予定、今後実施される工事説明会の日程及び管理会社の連絡先の提示など、多岐にわたる質問及び意見があったと事業者から聞いている。

##### \* 日照に係る近隣住宅への配慮及び日影規制と太陽光パネル設置の関係性について

建物形状が東西に長いと、北側に日影の影響が大きくなる。このため事業者は、建物形状が東西に長い部分についてマンションの高さを4階建てとして計画した。日影規制については太陽光パネルの設置を前提とした制度ではないため、本

計画は規制の範囲内である。

**\* 隣接公園への日照の影響に対する市の指導について**

開発事業者が自らの敷地内に公園を設置する場合には、その配置や日照等が適切となるよう、一定の基準が定められている。一方、隣接する公園については、当該マンションの開発行為により新たに設置されるものではないことから、他の隣地と同様の規制になり事業者に対して指導を行う対象とはならない。

**\* 脆弱な地盤への対策及び液状化対策について**

支持層については、地下約40メートルに位置しており、施工前後に家屋調査を実施し、工事に起因して隣接家屋に損傷が生じていることが判明した場合には、事業者が補償を行う方針である。なお、当該マンションの敷地における液状化対策については、事業者から聞いていない。

**\* 雨水貯留施設等の設置計画について**

総合調整条例第19条に基づき、雨水貯留施設等の設置については、市及び事業者間で協議しており、当該協議を踏まえ、設置計画が策定される見込みである。

**\* 駐車場の必要台数及び指導について**

駐車施設に関する要綱に基づく基準では17台の確保が求められるところであるが、当該マンションは単身者向けであり、かつ駅に近い立地であることを踏まえ、事業者においては駐車場台数を1台とした。市としては、必要に応じて、近隣駐車場の確保について事業者に対し指導を行う。

**\* 宅配業者向けの荷さばき用スペースの整備予定及び関係条例との適合について**

敷地内の通路部分を荷さばき用スペースとして活用する計画であると、事業者から説明を受けている。なお、当該計画は「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」改正の施行日前に着工するため、改正後の規定は適用されない。

**\* 入居者の自治会への加入について**

自治会への加入は任意であるが、マンション管理規約への記載を促すなど、事業者に対して加入に向けた働きかけを行っている。また、入居時に管理規約を通じて説明を行うことで、自治会への加入が促進されるものと認識している。

**\* 市内における同規模マンションに関する要綱の適合状況について**

過去5年間に市内で届出があった100戸以上のワンルームマンションは25件であり、そのうち11件が要綱に不適合であった。不適合の内訳は住戸専用面積6件、バイク置場の台数5件、バイク置場のサイズ4件等である。川崎区では9件中3件が不適合で、バイク置場の台数2件、住戸専用面積1件、バイク置場のサイズ1件等であった。

**\* 他都市のワンルームマンション規制について**

ワンルームマンションに関する規制としては、政令市中9市が要綱を策定し、5市が条例を整備している。一方、横浜市を含む6市では、要綱又は条例をいずれも設けていない状況である。また、東京23区においては、5区が要綱を、18区が条例を整備している。

《意見》

\* 自治会費については、戸別で徴収する方式ではなく、当該マンションの管理組合が一括して徴収し、自治会へまとめて支払う方式を導入するよう、事業者を指導してほしい。

\* 市内におけるワンルームマンション等の建設に際し、要綱に適合しない事業者が見受けられる現状を踏まえ、適切な指導が実効性を伴うよう、条例化等により一定の強制力を持たせた対応について検討してほしい。

《取り扱い》

・ 請願の要旨はいずれも妥当であり、良好な住環境の維持の観点からもその趣旨は合理性を有していると考えため、本請願は趣旨採択すべきである。

・ 請願内容は行政の裁量を侵すものではなく、要綱に基づく指導には限界があることから、住環境保護の観点においても条例化の検討が必要である。また、近年の権利トラブルの増加や外国人による不動産取得の拡大などの社会情勢を踏まえると、制度等の見直しを検討することは妥当であると考えため、本請願は趣旨採択すべきである。

・ 請願に記された内容はまちづくり局の見解とも大きなそごはなく、市としても今後のまちづくり及び都市管理の方向性を明確化する必要があることから、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

令和8年3月11日

川崎市議会議長  
原典之様

環境委員長  
石川建二

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1, 2号機更新工事請負契約の締結について  
(原案可決)

議案第67号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算  
(原案可決)

議案第69号 令和7年度川崎市水道事業会計補正予算  
(原案可決)

【令和8年第1回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和8年3月18日 環境委員長 石川 建二

○「議案第19号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 貸切バス事業の利用方法及び運賃・料金の改定に係る周知について

一般貸切輸送における利用方法等の情報は市バスのホームページで周知している。また、例年申込みのある競輪輸送等の利用者には事前連絡を行い、運賃・料金の改定について説明する予定である。

《意見》

\* 新規利用者の確保に資する周知方法を検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第26号 川崎港コンテナターミナルガントリークレーン1, 2号機更新工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第67号 令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第69号 令和7年度川崎市水道事業会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

令和8年3月10日

川崎市議会議長

原 典 之 様

予算審査特別委員長

重 冨 達 也

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、令和8年2月27日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算
- 議案第46号 令和8年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第47号 令和8年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第48号 令和8年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第49号 令和8年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第50号 令和8年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第51号 令和8年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第52号 令和8年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第53号 令和8年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第54号 令和8年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第55号 令和8年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第56号 令和8年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第57号 令和8年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第58号 令和8年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第59号 令和8年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第60号 令和8年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第61号 令和8年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第62号 令和8年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第63号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計予算

「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

「議案第 4 5 号 令和 8 年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

「議案第 4 5 号 令和 8 年度川崎市一般会計予算」、「議案第 4 6 号 令和 8 年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第 4 8 号 令和 8 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第 5 2 号 令和 8 年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第 5 3 号 令和 8 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第 5 7 号 令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第 6 0 号 令和 8 年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第 6 1 号 令和 8 年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

## 1 組替えを求める理由

物価高騰はあらゆる分野に及んでおり、令和8年1月の総務省消費者物価指数は、総合指数で前年同月比1.5%上昇し、消費者物価指数を用いて負担増を試算すると、家計の一人当たりの負担増加額は、令和8年は、前年と比較し2.2万円、4人家族で8.9万円増加すると試算している民間保険会社もある。社会保障は、年金、医療、介護などあらゆる分野で負担増と給付削減が繰り返された。第2次安倍政権以降の12年間に、公的年金は実質で7.8%も削減され、目減りした年金額は30兆円を超えている。この30年程の間に、国民年金保険料は2倍、国民健康保険料・税(1人当たり)は1.5倍、介護保険料も2倍にもなり、市民の生活を圧迫している。

日本の子どもの貧困率は11.5%で、約9人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っており、ひとり親世帯については半分が貧困状態にある。令和7年版男女共同参画白書によると、母子世帯の年間平均就労収入が236万円で、母子家庭の母親を含む、非正規雇用の女性がより深刻な状況に陥っている。

世界有数の高い学費に加え、無償とされる義務教育においても、給食費など重い教育費の負担が暮らしにのしかかっている。高い学費と不十分な奨学金制度によって、若者が背負わされている奨学金の借金は総額10兆円にも及び、この30年間で7倍にもなっている。

日本は、世界でも特異な「賃金が上がらない国」となっている。実質賃金は、平成3年から令和4年にかけて、アメリカは1.48倍、イギリスは1.46倍になっているが、日本は1.03倍と、この30年で先進国で唯一、「賃金が上がらない国」となっている。実質賃金はピーク時の平成8年から令和6年で年額75万円も減少している。日本経済の5割以上を占める個人消費の落込みは、国内経済を停滞させ、国民一人当たりのGDPも長期に停滞しており、令和5年には韓国に抜かれ、令和6年にはスペインとスロベニアにも抜かれている。また、非正規労働者が約4割に上り、貧困と格差が広がっている。

全企業数の99.7%を占め、全雇用者の7割を雇用する中小企業は、高騰した原材料費を転嫁できずに苦しんでいる。民間調査会社によると、令和7年の物価高倒産は949件にのぼり、2年連続で過去最多を更新しており、苦境に追い込まれている。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約74億円、コンテナターミナル整備事業に約30億円、東扇島堀込部土地造成事業に約17億円など臨海部に係るものとして約140億円といった多額の予算が計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により令和8年度予算案の再提出を求めるものである。

## 2 組替えの基本方針

- (1) 令和6年1月1日に起きた能登半島地震の教訓から、防災対策の第一の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、今年度予算の助成対象件数と限度額を更に拡充する。また、災害時の避難所トイレに活用できるよう、トイレトレーラーを各行政区に1台配置する。
- (2) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化しているため、第2子保育料の無償化を行い、保育料の負担軽減を図る。また、保育士の平均年収が全産業平均より低く、保育士の確保が困難になっているため、市単独の保育士への処遇改善を更に上乘せする。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を中学3年生まで実施する。非営利で保護者からの利用料だけで運営している自主学童保育へ助成を行う。
- (3) 市民の健康を守るため、がん対策として15歳の尿検査でピロリ菌検査を行い、除菌も実施する胃がん対策推進事業を行う。国民健康保険料の19歳未満の子どもの均等割を免除し、1世帯年額1万円減額する。また、成人ぜん息患者医療費助成制度を復活する。
- (4) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料の基準額を第7期の額に戻し、19段階にする。安心して介護を受けられるよう、介護援助手当を復活、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行う。補聴器の購入費用の助成制度を創設する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活させるとともに、非課税世帯等の低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (5) 物価高騰の中、市民の負担軽減のため、市内全世帯に対して上下水道料1年間基本料金を半額にする。市営住宅に入居できなかった方を含め、1万人に家賃補助月額1万円を行う。子どもの貧困が深刻化する中で、小・中学校の給食費無償化、小・中学校の自然教室の食事代補助を行い、生活保

護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、市立定時制高校の夜食代補助を復活する。

- (6) 大学生の約半数が奨学金制度を利用していることから、若者支援として返済が不要な給付型大学奨学金を拡充する。
- (7) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。奨学金返還支援制度を拡充し、雇用をめぐる環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (8) 交通不便地域での市民の足として、コミュニティバス事業を行う。
- (9) 国際コンテナ戦略港湾関連や、臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇島水江町線など市民生活にとって必要性が示されない橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

### 3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約208億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

#### (1) 歳入予算等の組替え

- ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（京浜港広域連携推進事業、東扇島コンテナターミナル整備等）の中止（市債発行約22億1,900万円の抑制など：事業費約30億8,937万円）
- イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約17億1,251万円）
- ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（市債発行約66億6,300万円の抑制など：事業費約73億5,442万円）
- エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業等）の中止（一般財源約10億640万円、市債発行約4億7,800万円の抑制など：事業費約15億9,125万円）
- オ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築）の中止（一般財源約2,429万円、市債発行約3,660万円の抑制など：事業費約7,617万円）
- カ 競輪施設等整備事業基金（約34.6億円）、競輪事業運営基金（約9.5億円）、港湾整備事業基金（約53億円）、土地開発基金（約18.1

億円)、減債基金(約3,387.7億円)等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し(約198億円)

(2) 歳出予算の組替え

- ア 木造住宅の耐震補強工事への補助
- イ トイレトレーラーの配置
- ウ 胃がん対策推進事業の実施
- エ 介護保険料の基準月額保険料を第7期の額に回帰
- オ 特別養護老人ホームの緊急増設
- カ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助
- キ 介護援助手当の復活
- ク 補聴器購入費用の助成
- ケ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- コ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- サ 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- シ 国民健康保険料について、1世帯年額1万円減額
- ス 国民健康保険料について、19歳未満の子どもの均等割の免除
- セ 第2子保育料の無償化
- ソ 認可保育所等の保育士の処遇改善
- タ 私立幼稚園の入園料の補助
- チ 小・中学校の就学援助費の復活(生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・社会見学費等)
- ツ 少人数学級を中学3年生まで実施
- テ 小・中学校の給食費無償化
- ト 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- ナ 自主学童保育の補助
- ニ 定時制高校夜食費の復活
- ヌ 給付型大学奨学金の拡充
- ネ 家賃補助
- ノ 中小・零細企業への固定費(貸工場の家賃、機械のリース代等)の補助
- ハ 奨学金返還支援の拡充
- ヒ 住宅リフォーム助成制度の創設
- フ コミュニティバス事業の実施
- ヘ 成人ぜん息患者医療費助成制度の復活
- ホ 上下水道料金1年間基本料金半額(市内全世界帯)

「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案の  
提出について

上記の附帯決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和8年3月16日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 重 富 達 也

〃 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案

当計画の改定を契機として、外国人の地方参政権については、専ら国の立法政策に関わる事柄であることに鑑み、川崎市多文化共生社会推進指針に関する行政文書において、本市が独自に示している見解を改めること。

\* 案件

「議案第45号 令和8年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（7票）

小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二
渡辺学	

・反対（49票）

三浦恵美	重鈴富達也
飯田満	林木朋子
三宅隆介	押本敏夫
嶋凌汰	春吉孝司
井土清貴	川島雅裕
田倉俊輔	河野ゆかり
柳沢優彦	菅谷英孝
菅加藤明也	加本琢也
月吉章子	吉沢純花
那須野友枝	高戸克枝
仁平美里	高橋美智一
長谷川和明	嶋田礼子
工藤大輔	浦田浩二
平山彦彦	各務雅賢
本間賢次郎	矢沢孝雄
末永直高	岩田英
	重鈴富達也
	林木朋子
	押本敏夫
	春吉孝司
	川島雅裕
	河野ゆかり
	菅谷英孝
	加本琢也
	吉沢純花
	高戸克枝
	高橋美智一
	嶋田礼子
	浦田浩二
	各務雅賢
	矢沢孝雄
	岩田英
	重鈴富達也
	林木朋子
	押本敏夫
	春吉孝司
	川島雅裕
	河野ゆかり
	菅谷英孝
	加本琢也
	吉沢純花
	高戸克枝
	高橋美智一
	嶋田礼子
	浦田浩二
	各務雅賢
	矢沢孝雄
	岩田英

\* 議決結果

否決

**\* 案件**

日程第 2

議案第 1 号	議案第 3 号	議案第 5 号	議案第 8 号	議案第 14 号	議案第 18 号
議案第 19 号	議案第 20 号	議案第 24 号	議案第 25 号	議案第 27 号	議案第 28 号
議案第 29 号	議案第 30 号	議案第 31 号	議案第 32 号	議案第 35 号	議案第 38 号
議案第 39 号	議案第 40 号	議案第 41 号	議案第 42 号	議案第 43 号	議案第 44 号
議案第 65 号	議案第 66 号	議案第 68 号	議案第 69 号	議案第 70 号	

**\* 本会議投票結果（総数56票）**

・賛成（56票）

三浦 恵美	岩田 英高
飯田 満	重富 達也
三宅 隆介	鈴木 朋子
嶋 凌汰	林 敏夫
井土 清貴	押本 吉司
田倉 俊輔	春本 孝明
柳沢 優彦	川島 雅裕
菅谷 英彦	河野 ゆかり
加藤 孝明	野田 雅之
月本 琢也	青木 功雄
吉沢 章子	橋本 勝史
小堀 祥子	山宗 直裕
那須野 純花	山宗 直裕
高戸 友枝	井口 真美
仁平 克枝	石川 建二
高橋 美里	木庭 理香
長谷川 智一	堀添 健
嶋田 和明	岩隈 千尋
工藤 礼子	織田 勝久
浦田 大輔	雨笠 裕治
平山 浩二	田村 伸一郎
各務 雅彦	浜田 昌利
本間 賢次郎	かわの 忠正
矢沢 孝雄	松原 成文
末永 直郎	石田 康博
市古 次郎	浅野 文直
後藤 真左美	大島 明夫
渡 辺 学	嶋崎 嘉夫

**\* 議決結果**

原案可決、同意、承認

\* 案件

日程第 2

議案第 2 号	議案第 4 号	議案第 6 号	議案第 7 号	議案第 9 号	議案第 10 号
議案第 11 号	議案第 12 号	議案第 13 号	議案第 15 号	議案第 16 号	議案第 17 号
議案第 22 号	議案第 23 号	議案第 26 号	議案第 33 号	議案第 34 号	議案第 36 号
議案第 37 号	議案第 67 号	議案第 71 号			

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦 恵美	重 富 達 也
飯田 満	鈴 木 朋 子
三宅 隆介	林 敏 夫
嶋 凌 汰	押 本 吉 司
井土 清 貴	春 孝 明
田倉 俊 輔	川 島 雅 裕
柳沢 優	河 野 ゆかり
菅谷 英彦	野 田 雅 之
加藤 孝明	青 木 功 雄
月本 琢也	橋 本 勝 史
吉沢 章子	山 崎 直 史
那須野 純花	木 庭 理香子
高戸 友子	堀 添 健
仁平 克枝	岩 隈 千 尋
高橋 美里	織 田 勝 久
長谷川 智一	雨 笠 裕 治
嶋 田 和 明	田 村 伸 一郎
工藤 礼子	浜 田 昌 利
浦田 大輔	かわの 忠 正
平山 浩二	松 原 成 文
各務 雅彦	石 田 康 博
本間 賢次郎	浅 野 文 直
矢沢 孝 雄	大 島 明 夫
末永 直高	嶋 崎 嘉
岩 田 英 高	

・反対（7票）

小堀 祥子	宗 田 裕 之
市古 次郎	井 口 真 美
後藤 真左美	石 川 建 二
渡 辺 学	

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

「議案第23号 川崎市基本計画の改定について」に対する附帯決議案

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（25票）

三浦 恵 美	末 永 直
飯田 隆 満	岩 田 英 高
三宅 隆 介	重 富 達 也
菅谷 英 彦	野 田 雅 之
加藤 孝 明	青 木 功 雄
月本 琢 也	橋 本 本 勝
吉沢 章 子	山 崎 直 史
那須野 純 花	松 原 成 文
高戸 友 子	石 原 田 康 博
仁平 克 枝	浅 野 文 直
各務 雅 彦	大 島 明 夫
本間 賢次郎	嶋 崎 嘉
矢沢 孝 雄	

・反対（31票）

嶋 凌 汰	押 本 吉 司
井 土 清 貴	春 島 孝 明
田 倉 俊 輔	川 野 雅 裕
柳 沢 優 子	河 野 ゆかり
小堀 祥 里	宗 田 裕 之
高橋 美 一	井 口 真 美
長谷川 智 明	石 川 建 二
嶋 田 和 明	木 庭 理 香 子
工藤 礼 子	堀 添 健
浦田 大 輔	岩 隈 千 尋
平山 浩 二	織 田 勝 裕
市古 次 郎	雨 笠 村 伸 一
後藤 真左美	田 田 昌 利
渡辺 朋 子	浜 田 昌 忠
鈴木 敏 夫	かわの

\* 議決結果

否決

**\* 案件**

日程第3

議案第47号 議案第49号 議案第51号 議案第54号 議案第55号 議案第56号  
 議案第58号 議案第59号 議案第62号 議案第63号

**\* 本会議投票結果（総数56票）**

・賛成（56票）

三浦 恵 美	岩田 英 高
飯田 隆 満	重富 達 也
三宅 隆 介	鈴木 朋 子
嶋 凌 汰	林 敏 夫
井土 清 貴	押本 吉 司
田倉 俊 輔	春 孝 明
柳沢 優 彦	川 島 雅 裕
菅谷 英 彦	河野 ゆかり
加藤 孝 明	野田 雅 之
月本 琢 也	青木 功 雄
吉沢 章 子	橋本 直 史
小堀 祥 子	山宗 田 裕 美
那須野 純 花	井口 真 二
高戸 友 枝	石川 庭 香
仁平 克 里	木堀 添 一
高橋 美 智	堀岩 限 千
長谷川 和 明	嶋織 田 勝 久
嶋田 礼 子	工藤 大 輔
浦田 大 二	平山 浩 彦
各務 雅 次郎	本間 賢 雄
本矢 孝 直	沢 永 郎
末市 次 郎	市古 真 左
後藤 真 左	渡 辺 学
	嶋崎 嘉 夫

**\* 議決結果**

原案可決

\* 案件

日程第3 議案第45号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（47票）

三浦 恵 美  
飯田 満  
嶋 凌 汰  
井土 清 貴  
田倉 俊 輔  
柳沢 優  
菅谷 英 彦  
加藤 孝 明  
吉沢 章 子  
那須野 純 花  
高戸 友 子  
仁平 克 枝  
高橋 美 里  
長谷川 智 一  
嶋田 和 明  
工藤 礼 子  
浦田 大 輔  
平山 浩 二  
各務 雅 彦  
本間 賢次郎  
矢沢 孝 雄  
末永 直  
岩田 英 高  
重富 達 也

鈴木 朋 子  
林 敏 夫  
押本 吉 司  
春本 孝 明  
川島 雅 裕  
河野 ゆかり  
野田 雅 之  
青木 功 雄  
橋本 本 勝  
山崎 直 史  
木庭 理香子  
堀添 健  
岩隈 千 尋  
織田 勝 久  
雨笠 裕 治  
田村 伸一郎  
浜田 昌 利  
かわの 忠 正  
松原 成 文  
石田 康 博  
浅野 文 直  
大島 嘉 明  
嶋崎 夫

・反対（9票）

三宅 隆 介  
月本 琢 也  
小堀 祥 子  
市古 次 郎  
後藤 真左美

渡辺 学  
宗田 裕 之  
井口 真 美  
石川 建 二

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第3

議案第46号 議案第48号 議案第50号 議案第52号 議案第53号 議案第57号  
議案第60号 議案第61号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦恵美	重富達也
飯田隆介	鈴木朋子
三宅隆介	林敏夫
嶋凌汰	押本吉司
井土清貴	春本孝明
田倉俊輔	川島雅裕
柳沢優彦	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
月本琢也	橋本勝史
吉沢章子	山崎直理香
那須野純花	木庭添健
高戸友枝	堀岩隈千尋
仁平克枝	高橋美里
高橋美一	織田笠裕治
長谷川和明	嶋田村伸一郎
嶋田礼子	工藤大輔
浦田浩二	平山雅彦
各務雅彦	本間賢次郎
本間賢次郎	矢沢孝雄
末永直高	岩田英高

・反対（7票）

小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二
渡辺学	

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第 5 請願第34号 請願第35号 請願第37号

\* 本会議投票結果 (総数56票)

・ 賛成 (56票)

三浦恵美	岩田英高
飯田隆満	重鈴木朋也
三宅隆介	鈴林敏子
嶋土凌汰	押本吉夫
井土清貴	春本孝明
田倉俊輔	川島雅裕
柳沢優彦	河野ゆかり
菅谷英明	野田雅功
加藤琢也	青木本勝
月本琢章	橋山直史
吉沢祥子	小堀純花
小須野純	高戸友子
高平克枝	仁平美里
高橋美一	長谷川智明
嶋田和子	工藤礼輔
浦田大輔	平山浩二
各務雅彦	本間賢次郎
矢沢孝雄	末永直郎
市古次郎	後藤真左美
渡辺学	
	岩田英高
	重鈴木朋也
	鈴林敏子
	押本吉夫
	春本孝明
	川島雅裕
	河野ゆかり
	野田雅功
	青木本勝
	橋山直史
	小堀純花
	高戸友子
	仁平美里
	長谷川智明
	嶋田和子
	工藤礼輔
	浦田大輔
	平山浩二
	各務雅彦
	本間賢次郎
	矢沢孝雄
	末永直郎
	市古次郎
	後藤真左美
	渡辺学

\* 議決結果

委員長報告のとおり決定

\* 案件

日程第 6 議案第72号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦 恵 美	重 富 達 也
飯田 隆 満	鈴木 本 朋 子
三宅 隆 介	林 本 敏 夫
嶋 凌 汰	押 春 吉 司
井土 清 貴	川 島 孝 明
田倉 俊 輔	河 野 雅 ゆかり
柳沢 英 彦	野 田 功 之
菅谷 藤 孝 明 也	青 橋 山 直 史
加月 本 琢 章 子	橋 山 庭 理 香 子
吉須 野 純 花	高 堀 岩 添 千 尋
那須 戸 友 枝	仁 平 克 里
高平 橋 美 一	高 橋 智 和 明
長谷川 田 和 子	嶋 藤 礼 輔
工藤 田 大 二	浦 山 浩 彦
平山 務 雅 賢次郎	各 務 雅 賢次郎
本間 賢次郎 雄	本 間 賢 孝 直
矢沢 永 直	末 永 直
岩 田 英 高	

・反対（7票）

小堀 祥 子	宗 田 裕 之
市古 次 郎	井 口 真 美
後藤 真左美	石 川 建 二
渡 辺 学	

\* 議決結果

同意

\* 案件

日程第7 議案第73号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（56票）

三浦 恵 美	岩 田 英 高
飯田 隆 満	重 富 達 也
三宅 隆 介	鈴 木 朋 子
嶋 凌 汰	林 本 敏 夫
井土 清 貴	押 本 吉 司
田倉 俊 輔	春 本 孝 明
柳沢 優 彦	川 島 雅 裕
菅谷 英 彦	河 野 ゆかり
加藤 孝 明	野 田 雅 功
月本 琢 也	青 木 本 勝
吉沢 章 子	橋 本 崎 史
小堀 祥 子	山 宗 田 直 裕
那須野 純 花	井 口 川 真 美
高戸 友 枝	石 川 庭 理 香
仁平 美 里	木 堀 添 一
高橋 智 一	堀 岩 限 千
長谷川 和 明	嶋 織 田 笠 勝
嶋田 礼 子	工 藤 田 笠 村 伸 一
浦山 大 浩 二	平 山 務 雅 彦
各務 賢 次 郎	本 間 賢 次 郎
矢沢 孝 雄	末 永 次 郎
市古 真 郎	後 藤 真 左 郎
渡 辺 美 学	

\* 議決結果

同意

\* 案件

日程第 8 議案第74号

\* 本会議投票結果 (総数56票)

・ 賛成 (56票)

三浦恵美	岩田英高			
飯田隆満	重鈴林	田富木	英達朋	高也子
三宅隆介	鈴林	本	敏吉	子夫
嶋土凌汰	押春	島	孝雅	司明
井土清貴	川	野	ゆかり	裕
田倉俊輔	河野	田木	功	明裕
柳沢優彦	青橋	本崎	直裕	明裕
菅谷英彦	山宗	田口	真建	裕
加藤孝明	井石	川庭	理香	美二子
月本琢也	木堀	添	千勝	健
吉沢章子	岩織	限	裕伸	尋久
小堀祥子	雨田	田笠	昌忠	治郎
那須野純花	浜かわ	の	成康	利正
高戸友克	松石	原	文	博文
仁平美里	浅大	野島	文	博文
高橋智一	嶋	崎	嘉	直明
長谷川和明				夫
嶋田礼子				
工藤大浩				
浦山務雅				
平各務賢次				
本間沢孝				
矢沢永次				
末古藤				
市後渡				

\* 議決結果

同意

\* 案件

日程第9 議案第75号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦恵美	重富達也
飯田隆満	鈴木朋子
三宅隆介	林敏夫
嶋凌汰	押本吉司
井土清貴	春島孝雅
田倉俊輔	川島野ゆかり
柳沢優彦	河野田雅功
菅谷英明	青橋木本
加藤琢也	月本崎直
吉沢章子	那須野純花
高戸友枝	仁平克枝
高橋美里	長谷川智一
嶋田和明	工藤礼子
浦田大輔	浦山浩二
平山雅彦	各務賢次郎
本間孝雄	矢沢永直
末田英高	
	重富達也
	鈴木朋子
	林敏夫
	押本吉司
	春島孝雅
	川島野ゆかり
	河野田雅功
	青橋木本
	月本崎直
	那須野純花
	仁平克枝
	高橋美里
	長谷川智一
	嶋田和明
	工藤礼子
	浦山浩二
	各務賢次郎
	矢沢永直
	末田英高
	宗田裕之
	井口真美
	石川建二

・反対（7票）

小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二
渡辺学	

\* 議決結果

同意

意見書案第 1 号

地方交付税制度の充実を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 3 月 12 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	野 田 雅 之
	〃	木 庭 理香子
	〃	田 村 伸一郎
	〃	重 富 達 也
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	月 本 琢 也
	〃	三 浦 恵 美
	〃	三 宅 隆 介

## 地方交付税制度の充実を求める意見書

地方自治体は、住民福祉の向上や社会基盤の維持更新などで年々高度化・多様化する行政需要への対応が求められており、とりわけ都市部では人口集積や産業・物流機能の集中により広域的な役割を担いながら、我が国全体の経済活動と国民生活を支える基盤として膨大な行政サービスを安定的に提供する責務を負い、一方、地方部では人口減少や高齢化の進展の中で、地域社会の維持や生活基盤の確保などで重要な役割を担っている。

先般の衆議院議員総選挙において、現政権の掲げる「責任ある積極財政」が国民に信任される中、将来世代にわたり持続可能な地域社会を築いていくためには、その実行主体となる地方自治体の財政基盤の安定が不可欠である。

しかしながら、地方交付税は、国の歳出において国債費を除けば社会保障関係費に次ぐ主要な費目であるものの、地方自治体が直面する行政需要の拡大に対応しているとは言い難く、財政需要の算定方法についても、主に保有する施設量や人口などの指標を基礎として各種補正係数を乗ずるとされているが、都市部及び地方部が抱える行政需要、さらには今後一斉に到来するインフラの更新需要など、将来にわたり不可避となる財政負担が十分に反映されにくい構造となっている。

このままでは、地域の実情に応じた必要な投資や高度化・多様化する行政需要への対応が地方自治体の自助努力のみに委ねられることとなり、結果として我が国の成長と国民生活の安定に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、地方交付税について、総額の一層の充実を図るために必要な財源措置を講ずるとともに、都市部及び地方部の行政需要を的確に反映した算定方法となるよう各種補正係数の在り方等も含めた制度の不断の見直しを行うことを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣

意見書案第2号

社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	野 田 雅 之
	〃	木 庭 理香子
	〃	田 村 伸一郎
	〃	重 富 達 也
	〃	三 宅 隆 介
	〃	吉 沢 章 子
	〃	飯 田 満
	〃	月 本 琢 也
	〃	三 浦 恵 美

## 社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しを求める意見書

地方自治体が行う社会資本の整備などを国が支援するため、平成22年に創設された社会資本整備総合交付金は、地方自治体にとって自由度が高く創意工夫を生かせるものとなるよう、それまでの国土交通省所管の地方自治体向け補助金を一つの交付金にし、様々な自治体の社会資本の整備に活用されている。

その交付に当たっては、地方自治体が地域の政策課題について定量的な指標による目標を設定した社会資本総合整備計画を作成することになっているが、同交付金の交付手続を定める要綱が平成28年に改正され、同整備計画を作成する上で、事業の費用と便益の比率を記載することが必要となり、昨今の物価や人件費の高騰等により、この比率が国の定める基準を下回り、交付金の申請に至らない事案が発生している。

費用便益比の算出には、国土交通省が定める公共事業の効果又は便益の将来の低減度合いを示す指標である社会的割引率を用いるとされているが、社会情勢の変化を受けて多くの国々で見直される中、我が国では平成16年に4%と設定されて以降、見直しを検討したことはあるものの、その実現には至っていない。

また、同交付金には、防災・減災や市民の安全など定量化が困難な事項が十分考慮されていないという課題もある。

こうした中、本年2月に実施された衆議院議員総選挙において、責任ある積極財政政策を掲げる高市首相が国民からの絶大な支持を得たことから、我が国の財政政策の見直しが期待されるところである。

よって、国におかれては、責任ある積極財政政策の推進に当たり、社会資本整備総合交付金の交付基準について、社会的割引率を見直すとともに、防災・減災、安全対策といった定量化が困難な事項を十分考慮するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
国土交通大臣

意見書案第3号

OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書案の提出  
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

## OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう求める意見書

現役世代の保険料負担の軽減を口実に、解熱鎮痛薬など市販薬と効能が類似しているOTC類似薬を保険適用から除外することが、昨年6月13日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2025」に盛り込まれ、検討されていた。

このことに世論の批判が相次ぎ、日本医師会も医療機関の受診控えによる健康被害や経済負担の増加に加えて、医師の診察による処方ではない薬を購入することによって、薬の適正使用が難しくなると強い懸念を表明したこともあり、昨年12月に保険適用の除外は見送られることとなった。

しかしながら、与党は、OTC類似薬に関する患者負担について、保険適用を続けつつ、処方箋を受けた患者に薬剤費の4分の1の追加負担を求め、来年度中の実施を目指すこととし、その対象となる77成分1,100品目が明らかになっている。

この方針が実施されれば、医療保険の自己負担割合の3割負担の人は実質5割負担、2割負担の人は実質4割負担、1割負担の人は実質3割負担になるばかりか、対象品目は解熱鎮痛薬、アレルギー薬、胃腸薬、便秘薬などと幅広く、大多数の国民の負担増となることは明らかである。

また、本市では本年9月から、小児医療費助成制度の対象年齢を18歳までに拡大することを決め、子どもたちの命と健康を守るための施策を充実したばかりであるが、この方針が実施された場合には、子育て世帯にとっても大幅な負担増となる懸念がある。

本来は国民皆保険制度の下、必要な医療は保険で保障されるべきであり、厚生労働省も白書などで、必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保することを掲げていることから、政府による恣意的な患者の負担増を許してしまえば、国民皆保険制度の理念そのものが崩壊してしまう事態を招きかねない。

よって、国におかれては、OTC類似薬の患者負担増を速やかに中止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見書案第4号

高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

## 高額療養費制度の患者負担限度額の引上げ撤回を求める意見書

政府は、令和7年12月に高額療養費制度について、患者負担限度額の引上げを含めた見直し案を公表した。

1年前、当事者不在の突然の引上げ案に、多くの患者を始めとした国民から強い批判が上がったことから、政府は当事者の声を聞くとして引上げを凍結したものの、高市政権は僅か1年で新たな見直し案を公表したため、当事者からは怒りの声が上がっている。

今回の見直し案は、患者負担限度額について、年間上限額の新設、多数回該当での据え置き、年収200万円未満の低所得者における多数回該当の金額の引下げなど長期療養者に配慮しているが、同制度利用者の8割に当たる年間利用3回以下の患者にとっては最大37%の負担限度額の引上げになる。

物価高騰などの影響で実質賃金が低下する中、同制度を利用する患者の多くは休業や就労制限を余儀なくされており、開業医の全国団体が行った患者影響調査においても、経済的な余裕が全くない現状や制度利用経験者の7割近くが受診抑制の考えを示していることが浮き彫りになっており、同制度の見直しが実施された場合、制度を利用する多くの患者の受診抑制につながる大きな危険がある。

また、政府は患者負担限度額の引上げの理由として、制度の持続可能性や応能負担を挙げるが、応能負担は税金や社会保険料の負担にこそ適用されるべきで、患者に応能負担を求めることは治療中断による重症化や生命の危機を招くおそれがあり、国民皆保険の概念とも相いれない。

よって、国におかれては、高額療養費制度の患者負担限度額の引上げを撤回するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第5号

唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書案の提出  
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和8年3月12日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

## 唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎の未曾有の惨禍を経験した唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願であり、国際社会においても昨年の第80回国連総会では、核戦争が人類に壊滅的な被害をもたらすことを訴えた決議「核兵器の人的影響」に、国連加盟国193か国の約7割に当たる135か国が賛成し、また、核兵器禁止条約に署名し参加する国は99か国となり、国連加盟国の半数を占めるに至っている。

こうした動きがあるにもかかわらず、国際的に緊張が高まり、核兵器使用を示唆する国がある中で、今日、世界各国から問われるのは唯一の戦争被爆国である我が国の姿勢であり、非核三原則の尊重と堅持によって平和外交を推進していく立場が求められている。

本市は昭和57年に、全国の政令指定都市で最初に核兵器廃絶平和都市宣言を行っており、核兵器廃絶の実現は多くの市民の心からの願いである。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として非核三原則の尊重と堅持を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣

\* 案件

日程第10 意見書案第1号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦恵美	重富達也
飯田隆介	鈴木朋子
三宅隆介	林敏夫
嶋凌汰	押本吉司
井土清貴	春島孝明
田倉俊輔	川島雅裕
柳沢優	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
月本琢也	橋本本勝
吉沢章子	山崎直史
那須野純花	木庭理香
高戸友枝	堀岩添健
仁平克枝	岩隈千尋
高橋美里	織田勝久
長谷川智一	雨田笠裕治
嶋田和明	田村伸一郎
工藤礼子	浜田昌利
浦田大輔	かわの忠正文
平山浩二	松原成康
各務雅彦	石田野文
本間賢次郎	浅野直
矢沢孝雄	大嶋明夫
末永直高	
岩田英高	

・反対（7票）

小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二
渡辺学	

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第10 意見書案第2号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（49票）

三浦恵美	重富達也
飯田隆介	鈴木朋子
三宅隆介	林敏夫
嶋凌汰	押本吉司
井土清貴	春島孝明
田倉俊輔	川島雅裕
柳沢優	河野ゆかり
菅谷英彦	野田雅之
加藤孝明	青木功雄
月本琢也	橋本本勝
吉沢章子	山崎直史
那須野純花	木庭理香
高戸友枝	堀岩添健
仁平克枝	岩隈千尋
高橋美里	織田勝久
長谷川智一	雨田笠裕治
嶋田和明	田村伸一郎
工藤礼子	浜田昌利
浦田大輔	かわの忠正文
平山浩二	松原成康
各務雅彦	石田野文
本間賢次郎	浅野直
矢沢孝雄	大嶋明夫
末永直高	
岩田英高	

・反対（7票）

小堀祥子	宗田裕之
市古次郎	井口真美
後藤真左美	石川建二
渡辺学	

\* 議決結果

原案可決

\* 案件

日程第10 意見書案第3号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（8票）

三宅隆介  
小堀祥子  
市古次郎  
後藤真左美

渡辺学  
宗田裕之  
井口真美  
石川建二

・反対（48票）

三浦恵美  
飯田満  
嶋凌汰  
井土清貴  
田倉俊輔  
柳沢優  
菅谷英彦  
加藤孝明  
月本琢也  
吉沢章子  
那須野純花  
高戸友枝  
仁平克枝  
高橋美里  
長谷川智一  
嶋田和明  
工藤礼子  
浦田大輔  
平山浩二  
各務雅彦  
本間賢次郎  
矢沢孝雄  
末永直  
岩田英高

重富達也  
鈴木朋子  
林敏夫  
押本吉司  
春本孝明  
川島雅裕  
河野ゆかり  
野田雅之  
青木功雄  
橋本勝史  
山崎直香  
木庭理香子  
堀添健  
岩隈千尋  
織田勝久  
雨笠裕治  
田村伸一郎  
浜田昌利  
かわの忠正文  
松原成文博  
石田康文  
浅野文直  
大嶋嘉明夫

\* 議決結果

否決

\* 案件

日程第10 意見書案第4号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（8票）

三宅隆介  
小堀祥子  
市古次郎  
後藤真左美

渡辺学  
宗田裕之  
井口真美  
石川建二

・反対（48票）

三浦恵美  
飯田満  
嶋凌汰  
井土清貴  
田倉俊輔  
柳沢優  
菅谷英彦  
加藤孝明  
月本琢也  
吉沢章子  
那須野純花  
高戸友枝  
仁平克枝  
高橋美里  
長谷川智一  
嶋田和明  
工藤礼子  
浦田大輔  
平山浩二  
各務雅彦  
本間賢次郎  
矢沢孝雄  
末永直  
岩田英高

重富達也  
鈴木朋子  
林敏夫  
押本吉司  
春本孝明  
川島雅裕  
河野ゆかり  
野田雅之  
青木功雄  
橋本勝史  
山崎直香子  
木庭理香  
堀添健  
岩隈千尋  
織田勝久  
雨笠裕治  
田村伸一郎  
浜田昌利  
かわの忠正文  
松原成文博  
石田康博  
浅野文直  
大嶋嘉明夫

\* 議決結果

否決

\* 案件

日程第10 意見書案第5号

\* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（7票）

小堀祥子  
市古次郎  
後藤真左美  
渡辺学

宗田裕之  
井口真美  
石川建二

・反対（49票）

三浦恵美  
飯田満  
三宅隆介  
嶋凌汰  
井土清貴  
田倉俊輔  
柳沢優彦  
菅谷英明  
加藤琢也  
月本章子  
吉沢純花  
那須野友枝  
高戸克枝  
仁平美里  
高橋智一  
長谷川和明  
嶋田礼子  
工藤大輔  
浦山浩二  
平務雅彦  
各本間賢次郎  
矢沢孝雄  
末永直  
岩田英高

重富達也  
鈴木朋子  
林敏夫  
押本吉司  
春孝明  
川島雅裕  
河野ゆかり  
野田雅之  
青木功雄  
橋本勝  
山崎直史  
木庭理香子  
堀添健  
岩隈千尋  
織田勝久  
雨笠裕治  
田村伸一郎  
浜田昌利  
かわの忠正文  
松原成博文  
石田野康文  
浅野直  
大嶋嘉明夫

\* 議決結果

否決

## 常任委員会委員名簿一覧表

令和8年4月1日

	委 員 名 (議席順)			
<b>総務委員会</b> [ 1 3 人 ]	田倉俊輔	枝川 舞	柳沢 優	浦田大輔
	各務雅彦	重富達也	鈴木朋子	山崎直史
	宗田裕之	石川建二	雨笠裕治	石田康博
	大島 明			
<b>文教委員会</b> [ 1 2 人 ]	菅谷英彦	月本琢也	齋藤 温	小堀祥子
	高戸友子	嶋田和明	工藤礼子	押本吉司
	河野ゆかり	岩隈千尋	松原成文	浅野文直
<b>健康福祉委員会</b> [ 1 2 人 ] (欠員1人)	那須野純花	高橋美里	矢沢 孝雄	後藤真左美
	渡辺 学	林 敏夫	青木功雄	木庭理香子
	浜田昌利	かわの忠正	嶋崎嘉夫	
<b>まちづくり委員会</b> [ 1 2 人 ]	飯田 満	三宅隆介	嶋 凌汰	加藤孝明
	仁平克枝	長谷川智一	市古次郎	春 孝明
	野田雅之	原 典之	織田勝久	田村伸一郎
<b>環境委員会</b> [ 1 1 人 ]	三浦恵美	井土清貴	吉沢章子	平山浩二
	本間賢次郎	末永 直	岩田英高	川島雅裕
	橋本 勝	井口真美	堀添 健	

議 会 運 営 委 員 会 委 員 名 簿

令和8年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○ 加 藤 孝 明 ○ 本 間 賢 次 郎 ○ 末 永 直 ○ 野 田 雅 之	自 民 党
○ 林 敏 夫 ○ 押 本 吉 司 ○ 木 庭 理 香 子	み ら い
○ 川 島 雅 裕 ○ 河 野 ゆ かり ○ 田 村 伸 一 郎	公 明 党
市 古 次 郎 ○ 宗 田 裕 之	共 産 党
○ 重 富 達 也	川 崎 ・ 維 新

○は引き続き在任

大都市制度・税財政調査特別委員会委員名簿

令和8年3月18日

委員名(議席順)	会 派 名
○菅 谷 英 彦 ○末 永 直 ○橋 本 勝 ○松 原 成 文	自 民 党
○田 倉 俊 輔 ○高 橋 美 里 ○林 敏 夫	み ら い
○枝 川 舞 ○春 孝 明 ○川 島 雅 裕	公 明 党
○市 古 次 郎 後 藤 真 左 美	共 産 党
高 戸 友 子	川 崎 ・ 維 新

○は引き続き在任

## 臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会の設置について（案）

### 1 設 置

本市議会に、臨海部大規模土地利用転換調査特別委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 付議事件

委員会は、臨海部における大規模土地利用転換に係る事項に関し、進捗状況等を把握するとともに調査研究を行う。

### 3 定 数

委員会の委員の定数は、13人とする。

### 4 設置期間等

委員会は、2の付議事件の終了まで継続し、議会の閉会中も審査を行うことができる。

臨海部大規模土地利用轉換調査特別委員会委員名簿

(議席順)

井 土 清 貴

柳 沢 優

浦 田 大 輔

平 山 浩 二

本 間 賢 次 郎

重 富 達 也

林 敏 夫

青 木 功 雄

井 口 真 美

石 川 建 二

岩 隈 千 尋

浅 野 文 直

嶋 崎 嘉 夫

# 令和8年第1回川崎市議会定例会

## 請願陳情文書表

(その2)

## 請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
38	8. 3. 10	J R 中野島駅の踏切 (中野島第二踏切) の 危険解消と北口臨時改 札口の利用拡充を求め る請願	多摩区 中野島町会会長 ほか6団体	橋 本 勝 嶋 田 和 明 河 野 ゆかり 市 古 次 郎 重 富 達 也 三 宅 隆 介	1 J R 中野島駅北口臨時改札口の平日における開設時間を延長すること。 2 J R 中野島駅北口臨時改札口を土日祝日も開設すること。 3 J R 中野島駅前の中野島第二踏切の危険解消及び中野島駅の利用に関して安全対策を拡充すること。	まちづくり 委員会

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和8年3月18日

<p>《 総 務 委 員 会 》</p> <p>陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号、93号</p> <p>総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について</p>
<p>《 文 教 委 員 会 》</p> <p>請願第7号、11号</p> <p>陳情第1号、123号、144号</p> <p>市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について</p>
<p>《 健 康 福 祉 委 員 会 》</p> <p>請願第4号、13号、30号、33号</p> <p>陳情第43号、121号</p> <p>健康福祉局、病院局及び消防局の行政について</p>
<p>《 ま ち づ っ く り 委 員 会 》</p> <p>請願第3号、14号</p> <p>陳情第14号</p> <p>まちづくり局及び建設緑政局の行政について</p>
<p>《 環 境 委 員 会 》</p> <p>陳情第63号</p> <p>環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について</p>
<p>《 議 会 運 営 委 員 会 》</p> <p>陳情第57号</p> <p>議会の運営に関する事項</p> <p>議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</p> <p>議長の諮問に関する事項</p>